

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024.2.23

# JA TOPIXオープン

追加型投信/国内/株式/インデックス型

本書により行うJA TOPIXオープンの受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月22日に関東財務局長に提出しており、2024年2月23日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

《目次》

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
第二部 【ファンド情報】 .....	4
第1 【ファンドの状況】 .....	4
第2 【管理及び運営】 .....	29
第3 【ファンドの経理状況】 .....	37
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	94
第三部 【委託会社等の情報】 .....	95
第1 【委託会社等の概況】 .....	95

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

JA TOPIXオープン  
(以下「ファンド」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(注) 委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」<sup>（注）</sup>により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。  
（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。
- ※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。
- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

#### （６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

#### （７）【申込期間】

2024年２月23日から2024年８月27日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

##### ■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> <a href="https://www.ja-asset.co.jp/">https://www.ja-asset.co.jp/</a>
---

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金<sup>※</sup>を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

#### （１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

#### （１２）【その他】

##### a. 申し込みの方法

① 当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後３時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

- ② 当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。

- ③ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「J A T O P I Xオープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）

※を締結します。

※ 「J A T O P I Xオープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

- ④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### b. 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		内外	不動産投信
	その他資産（ ）		
		資産複合	

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**国内**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**インデックス型**：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	
株式	年1回	グローバル	日経225	
		日本		
	年2回	北米	TOPIX	
		欧州		
債券	年4回	アジア	TOPIX	
		オセアニア		
	年6回 (隔月)	中南米		(その他)
		アフリカ		
年12回 (毎月)	中近東 (中東)	(その他)		
	エマージング			
不動産投信	日々			
その他資産（ ）	日々			
資産複合（ ）	その他 ( )			

**株式（一般）**：大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

**年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**日本**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**TOPIX**：目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

### <信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条））

### <ファンドの特色>

## ファンドの目的

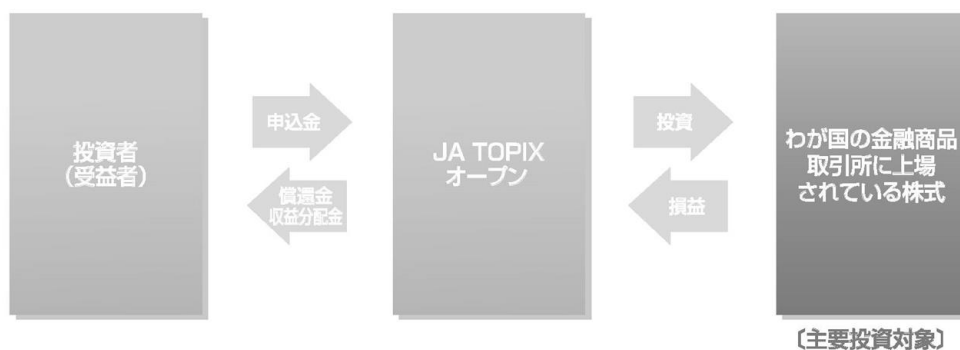
- この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



### 主な投資制限

- ◎ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

### 分配方針

毎年5月25日(休業日の場合は翌営業日)に利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 1

## 東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

- 当ファンドは、TOPIXが上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、TOPIXが下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、TOPIXが10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆にTOPIXが10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

- 株式の運用につきましては、原則として、東証株価指数(TOPIX)構成銘柄を投資対象とし、最適化法を用いて、300銘柄以上に分散投資を行います。また、株価指数先物取引を利用することによって取引コストを軽減させつつ、TOPIXとの連動性をより高める運用を目指します。

### 最適化法とは

計量モデルに基づき、ベンチマーク構成銘柄の一部を抽出し、ファンドを構築する手法です。

計量モデルを用いて、ファンドの各リスク特性がベンチマークと同等となるよう、保有銘柄および保有比率を決定することでベンチマークと同等のパフォーマンスを目指します。

- 当ファンドは、TOPIXとの連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因によりTOPIXの動きと乖離が生じます。
  - ① 株式配当金の受取による影響
  - ② 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
  - ③ 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
  - ④ 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格とTOPIXとの乖離による影響
  - ⑤ TOPIXとの構成銘柄が異なることによる影響



## 2

### 株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドの基準価額の動きをTOPIXの動きにできるだけ連動させるため、株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。
- 実質組入比率とは、株式(現物)組入比率と株式先物比率を合計したものです。

#### 東証株価指数(TOPIX)

TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークです。

※この指数の基準日は1968年1月4日・基準値は100です。

※TOPIXの指数値および同指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

#### 《TOPIXの特徴》

- ① TOPIXは、年金の国内株式運用等においてもベンチマーク※として数多く採用されています。  
※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- ② 実際に流通している株式数を基に算出される浮動株指数です。

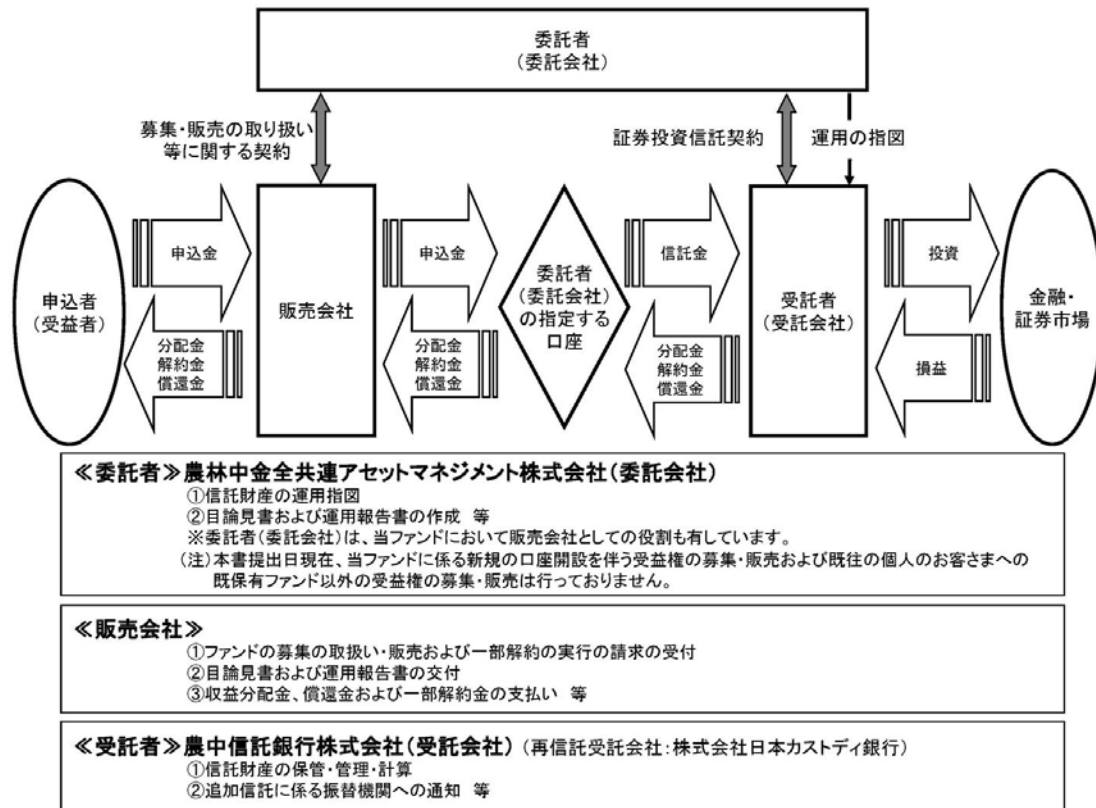
なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2) 【ファンドの沿革】

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1998年6月25日  | 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日 |
| 2000年11月15日 | 有価証券届出書の提出            |
| 2000年12月1日  | 継続申込の開始日              |
| 2007年1月4日   | 振替制度へ移行               |

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者 (委託会社) の概況 (2023年12月29日現在)

- ① 資本金の額  
1,466百万円
- ② 沿革  
1993年9月28日 農中投信株式会社設立  
10月8日 証券投資信託委託業の免許取得  
10月13日 営業開始  
1996年8月20日 投資顧問業務の登録  
9月30日 投資一任業務認可取得  
10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更  
2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更  
2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	66.66%
全国共済農業協同組合連合会	33.34%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b. 運用方法

##### ① 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

##### ② 投資態度

(イ) 株式への投資にあたっては、原則として東証株価指数（TOPIX）に採用されている銘柄の中から、300銘柄以上に分散投資を行います。

(ロ) 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ハ) 東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。

(ニ) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第1号から第3号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。

1. ムーディーズの長期格付でA3またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付でA-以上の格付を取得している場合
2. 第1号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第1号の格付を取得している場合
3. 第1号または第2号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第1号から第3号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第1号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第1号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(ト) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

### (2)【投資対象】

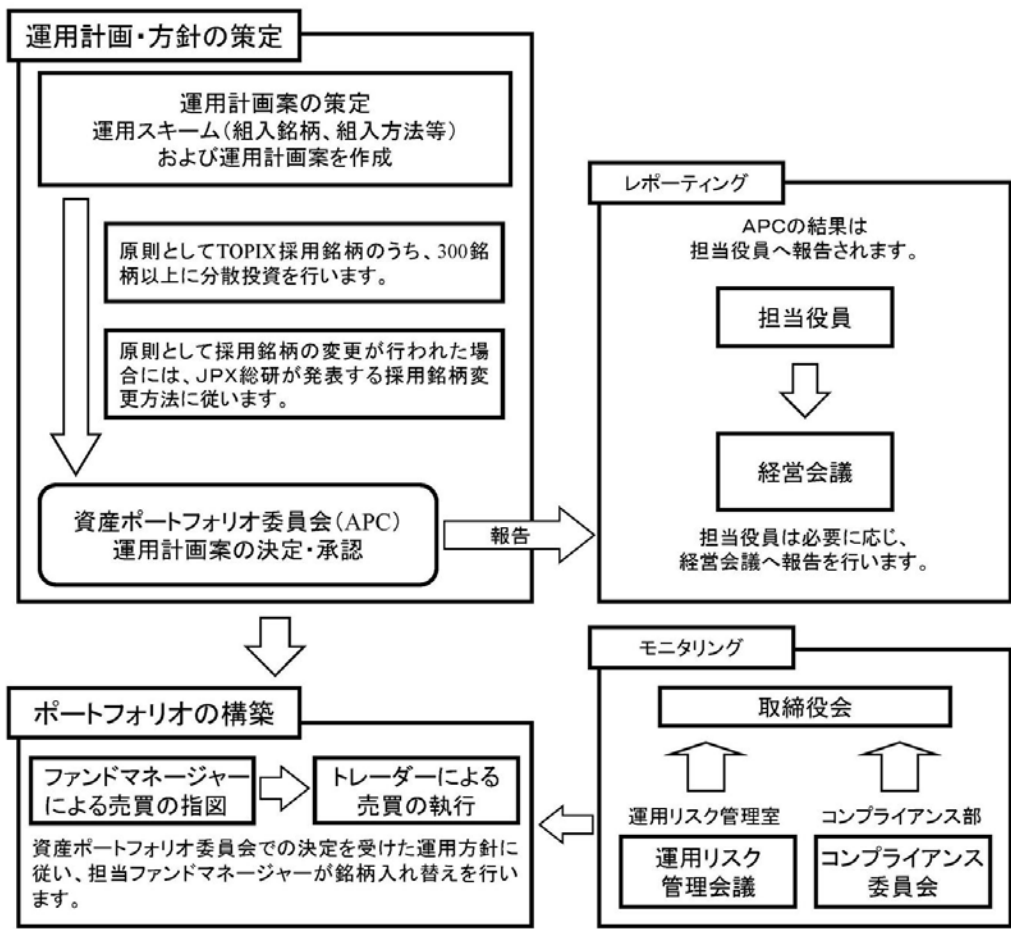
運用の指図範囲（約款第17条）

- ① 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
  2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
  3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  4. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号（上記3.）の証券の性質を有するもの
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  7. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号（上記1.）の証券または証書を以下「株式」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項（上記①1. から上記①7.）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第5号（上記②1. から上記②5.）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

J A T O P I X オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会 (APC)>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定(承認)します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 80名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
運用リスク管理室	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針 (運用の基本方針 3. 収益分配方針)

毎決算時(原則として毎年5月25日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲  
利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針  
利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

**b. 収益の分配方式（約款第38条）**

- ① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**c. 収益分配金の支払い等**

- ① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。
- ② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**(5) 【投資制限】**

**a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**

株式への投資割合には制限を設けません。

**b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**

外貨建資産への投資は行いません。

**c. 投資する株式等の範囲（約款第19条）**

委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

**d. 信用取引の指図範囲（約款第21条）**

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- e. **先物取引等の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）
- ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- f. **スワップ取引の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）
- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- g. **デリバティブ取引等に係る投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）  
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- h. **信用リスク集中回避のための投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- i. **有価証券の貸し付けの指図および範囲**（約款第24条）
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を

含みます。)の80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

② 前項(上記①)に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。

③ 委託者は、第1項(上記①)に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、約款第17条第2項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**j. 有価証券売却等の指図(約款第29条)**

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**k. 再投資の指図(約款第30条)**

委託者は、約款第29条(上記j.)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**l. 資金の借入れ(約款第31条)**

① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項(上記①)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下

③ 前項(上記②)の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**m. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)**

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

**n. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)**

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

**o. 他のファンドへの投資**

行いません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク



当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### ① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

#### ② 乖離リスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因によりTOPIXの動きと乖離が生じます。

イ. 株式配当金の受取による影響

ロ. 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ハ. 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ニ. 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格とTOPIXとの乖離による影響

ホ. TOPIXとの構成銘柄が異なることによる影響

#### ③ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ④ 有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

### (2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- T O P I X（東証株価指数）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、T O P I Xが下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

### （3）投資リスクに対する管理体制

#### ① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

#### ② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

#### [運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 〔参考情報〕

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

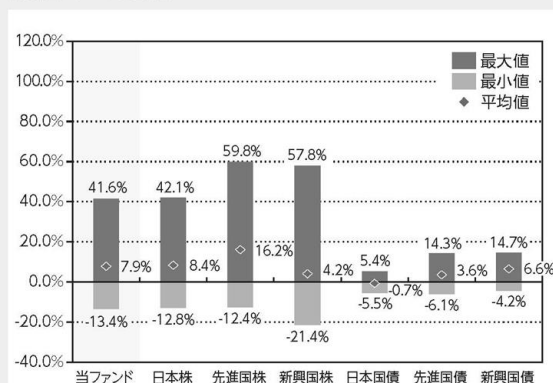


\*2019年1月～2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



\*2019年1月～2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額※（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に、2.の額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年率0.605%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額。

2. 信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に49.5%（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に49.5%（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。

なお、本書作成時点において、株式の貸付けは行っておりません。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

1. 上記①1.の配分

(年率)			
委託者	販売会社	受託者	合計
0.24%	0.24%	0.07%	0.55%

2. 上記①2.の配分

株式の貸付けにかかる収益相当額のうち

委託者	受託者	合計
38%	7%	45%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社

に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が收受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。  
※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### ① 個人の受益者に対する課税

###### ○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

###### ○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

###### ○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

##### ② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### <個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は2000年4月1日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

#### <収益分配金の課税について>

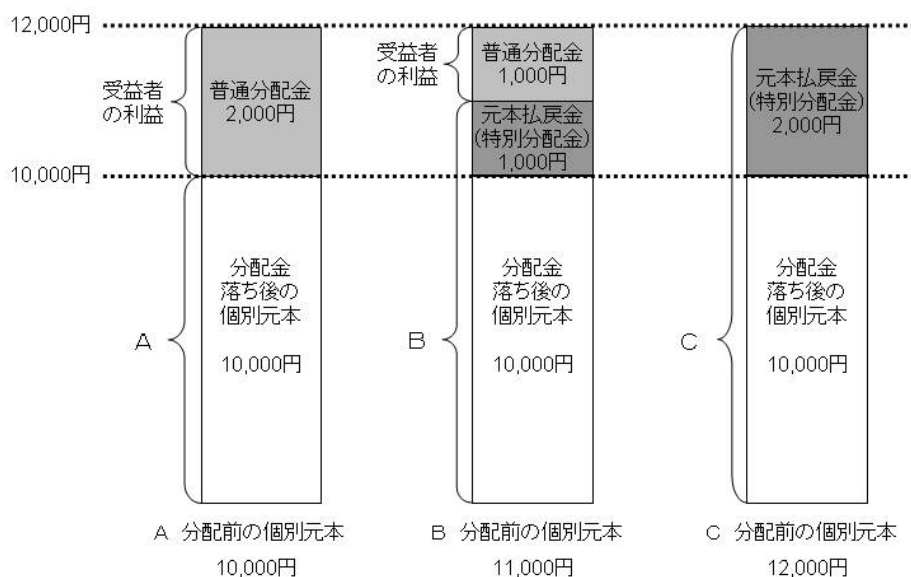
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

<具体例(前提条件)>  
 分配金:2,000円 分配前基準価額:12,000円  
 分配後基準価額:10,000円



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象外です。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2023年12月29日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

2023年12月29日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,289,747,370	95.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	339,009,333	4.44
合計（純資産総額）		7,628,756,703	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	331,240,000	4.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。



## (2) 【投資資産】

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	119,400	1,938.50	231,456,900	2,590.50	309,305,700	4.05
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	15,400	13,270.00	204,358,000	13,410.00	206,514,000	2.71
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	130,200	912.60	118,820,520	1,211.50	157,737,300	2.07
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,200	69,050.00	151,910,000	62,120.00	136,664,000	1.79
5	日本	株式	信越化学工業	化学	19,700	4,337.19	85,442,643	5,917.00	116,564,900	1.53
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,600	18,800.00	86,480,000	25,255.00	116,173,000	1.52
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	648,400	164.76	106,830,384	172.30	111,719,320	1.46
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	10,500	8,067.28	84,706,440	10,170.00	106,785,000	1.40
9	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,300	5,560.00	85,068,000	6,880.00	105,264,000	1.38
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,600	1,913.61	87,260,768	2,253.50	102,759,600	1.35
11	日本	株式	任天堂	その他製品	13,700	5,877.62	80,523,394	7,359.00	100,818,300	1.32
12	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	16,500	4,327.00	71,395,500	5,963.00	98,389,500	1.29
13	日本	株式	三井物産	卸売業	17,400	4,496.42	78,237,708	5,298.00	92,185,200	1.21
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	15,400	4,789.99	73,765,846	5,767.00	88,811,800	1.16
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	19,300	4,556.00	87,930,800	4,054.00	78,242,200	1.03
16	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	53,000	1,331.66	70,577,980	1,466.00	77,698,000	1.02
17	日本	株式	HOYA	精密機器	4,300	16,400.00	70,520,000	17,625.00	75,787,500	0.99
18	日本	株式	KDDI	情報・通信業	16,800	4,349.00	73,063,200	4,486.00	75,364,800	0.99
19	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	21,100	3,046.00	64,270,600	3,529.00	74,461,900	0.98
20	日本	株式	第一三共	医薬品	19,000	4,581.00	87,039,000	3,872.00	73,568,000	0.96
21	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	28,900	2,044.50	59,086,050	2,412.50	69,721,250	0.91
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	10,800	5,065.00	54,702,000	6,293.00	67,964,400	0.89
23	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	11,800	5,234.00	61,761,200	5,251.00	61,961,800	0.81
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	35,100	1,493.00	52,404,300	1,759.50	61,758,450	0.81
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,600	27,035.00	70,291,000	22,985.00	59,761,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	19,700	2,702.33	53,235,901	2,993.00	58,962,100	0.77
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	24,400	1,778.71	43,400,524	1,999.00	48,775,600	0.64
28	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	13,000	3,080.00	40,040,000	3,645.00	47,385,000	0.62
29	日本	株式	SMC	機械	600	74,180.00	44,508,000	75,760.00	45,456,000	0.60
30	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	8,000	6,300.00	50,400,000	5,595.00	44,760,000	0.59

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.33
		建設業	2.02
		食料品	3.18
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.96
		医薬品	4.44
		石油・石炭製品	0.44
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.92
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.53
		機械	5.06
		電気機器	16.88
		輸送用機器	7.82
		精密機器	2.28
		その他製品	2.27
		電気・ガス業	1.33
		陸運業	2.70
		海運業	0.82
		空運業	0.43
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.37
		卸売業	6.64
		小売業	4.11
		銀行業	6.62
		証券、商品先物取引業	0.75
		保険業	2.27
		その他金融業	1.10
不動産業	1.82		
サービス業	4.70		
合計			95.56

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	14	日本円	327,883,080	331,240,000	4.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16計算期間末 (2014年 5月26日)	38,810,307,650	39,348,912,013	10,088	10,228
第17計算期間末 (2015年 5月25日)	53,114,925,166	53,893,574,259	13,984	14,189
第18計算期間末 (2016年 5月25日)	43,139,072,972	43,749,470,238	11,308	11,468
第19計算期間末 (2017年 5月25日)	50,137,726,569	50,968,508,574	13,277	13,497
第20計算期間末 (2018年 5月25日)	55,967,910,810	56,872,641,902	14,847	15,087
第21計算期間末 (2019年 5月27日)	48,826,593,668	49,674,378,988	12,958	13,183
第22計算期間末 (2020年 5月25日)	25,888,283,516	26,411,881,588	12,608	12,863
第23計算期間末 (2021年 5月25日)	13,414,686,284	13,630,787,983	16,140	16,400
第24計算期間末 (2022年 5月25日)	13,115,725,429	13,352,400,413	15,794	16,079
第25計算期間末 (2023年 5月25日)	11,406,658,911	11,672,185,396	18,043	18,463
2022年12月末日	11,914,488,869	—	16,092	—
2023年 1月末日	11,818,970,812	—	16,798	—
2月末日	11,327,457,857	—	16,956	—
3月末日	10,912,443,151	—	17,240	—
4月末日	11,195,699,913	—	17,696	—
5月末日	11,336,310,068	—	17,910	—
6月末日	11,468,507,623	—	19,258	—
7月末日	10,915,227,548	—	19,542	—
8月末日	10,241,237,913	—	19,622	—
9月末日	9,600,388,430	—	19,723	—
10月末日	8,604,191,149	—	19,128	—
11月末日	8,372,529,790	—	20,157	—
12月末日	7,628,756,703	—	20,108	—

## ②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16計算期間末	2013年 5月28日～2014年 5月26日	140
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	205
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	160
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	220
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	240
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	225
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	255
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	260
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	285
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	420

## ③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16計算期間末	2013年 5月28日～2014年 5月26日	5.0
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	40.7
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	△18.0
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	19.4
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	13.6
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	△11.2
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	△0.7
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	30.1
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	△0.4
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	16.9
第26中間計算期間末	2023年 5月26日～2023年11月25日	12.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第16計算期間末	2013年 5月28日～2014年 5月26日	310,506,290	1,725,226,740	38,471,740,246
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	252,772,541	741,630,165	37,982,882,622
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	401,172,784	234,226,245	38,149,829,161
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	241,411,601	628,422,335	37,762,818,427
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	76,189,242	141,878,815	37,697,128,854
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	68,244,246	86,025,528	37,679,347,572
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	33,954,377	17,180,044,211	20,533,257,738
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	28,920,340	12,250,574,240	8,311,603,838
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	39,876,683	47,095,103	8,304,385,418
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	52,464,263	2,034,790,502	6,322,059,179
第26中間計算期間末	2023年 5月26日～2023年11月25日	16,853,441	2,185,580,963	4,153,331,657

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2023年12月末現在）

2023年12月末現在

### 基準価額・純資産の推移



• 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

### 分配の推移

決算期	年月日	分配金
21期	2019年5月27日	225円
22期	2020年5月25日	255円
23期	2021年5月25日	260円
24期	2022年5月25日	285円
25期	2023年5月25日	420円
設定来累計		3,570円

• 分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

### 主要な資産の状況

#### 《組入上位銘柄》

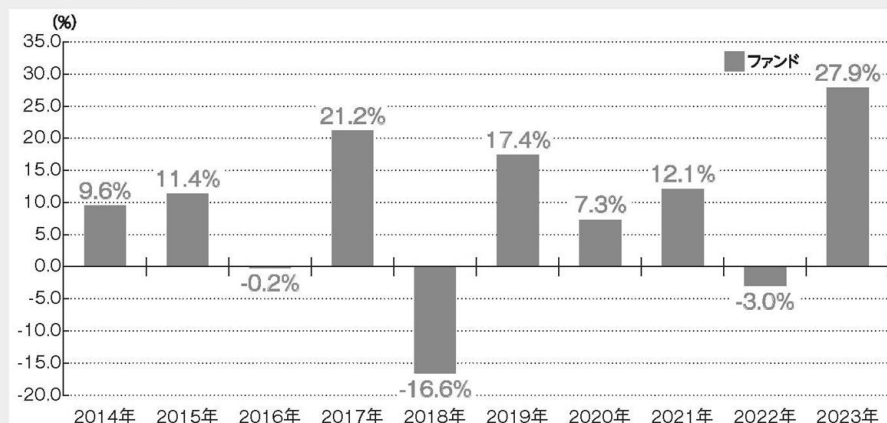
	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.1
2	ソニーグループ	電気機器	2.7
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.1
4	キーエンス	電気機器	1.8
5	信越化学工業	化学	1.5
6	東京エレクトロン	電気機器	1.5
7	日本電信電話	情報・通信業	1.5
8	日立製作所	電気機器	1.4
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.4
10	三菱商事	卸売業	1.3

• 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

#### 《組入上位業種》

	業種	組入比率(%)
1	電気機器	16.9
2	輸送用機器	7.8
3	情報・通信業	7.4
4	卸売業	6.6
5	銀行業	6.6
6	化学	6.0
7	機械	5.1
8	サービス業	4.7
9	医薬品	4.4
10	小売業	4.1

### 年間収益率の推移



• ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

• 2023年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「JA TOPPIXオープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

#### （4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

#### （5）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

なお、委託者は取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

（ハ）一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### （2）解約価額

解約価額<sup>※1</sup>は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額<sup>※2</sup>（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）

※2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。



農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

**(3) 一部解約金の支払い**

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**3 【資産管理等の概要】**

**(1) 【資産の評価】**

**a. 基準価額の計算方法**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第6条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

**b. 主要な投資対象資産の評価方法**

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

**c. 基準価額の算出頻度等**

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「TOPX」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

**(2) 【保管】**

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

**(3) 【信託期間】**

#### 信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第43条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

#### （4）【計算期間】

##### 信託の計算期間（約款第34条）

- a. この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、1998年6月25日から1999年5月25日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### （5）【その他】

##### a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

##### （イ）一部解約（約款第43条第7項から第12項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

##### （ロ）信託契約の解約（約款第44条）

- ① 委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

**(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第45条第1項)**

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

**(二) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い (約款第46条)**

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い (約款第48条)**

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**b. 約款の変更**

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

**(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第45条第2項)**

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第49条の規定にしたがいます。

**(ロ) 信託約款の変更 (約款第49条)**

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**c. その他の契約の変更**

**<募集・販売の取扱い等に関する契約>**

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### d. 運用報告書等

##### <運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

##### <有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

##### <臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

#### e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第47条）

- ① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f. 公告（約款第51条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第52条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

#### (イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③、④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ② 償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (二) 反対者の買取請求権（約款第49条の2）

- ① 約款第43条もしくは約款第44条に規定する信託契約の解約または約款第49条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第43条第9項、約款第44条第3項または約款第49条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属

する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

**(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権**（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金および償還金については約款第41条第1項および第4項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第40条））

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2022年5月26日から2023年5月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA TOPIXオープンの2022年5月26日から2023年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA TOPIXオープンの2023年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 1【財務諸表】

## 【JA TOPIXオープン】

### (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2022年 5月25日現在	第25期 2023年 5月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	500,708,783	389,984,324
株式	12,730,380,810	11,171,205,850
派生商品評価勘定	16,947,140	14,922,800
未収入金	16,129,663	16,374,280
未収配当金	162,300,093	129,553,113
差入委託証拠金	-	19,665,000
流動資産合計	13,426,466,489	11,741,705,367
資産合計	13,426,466,489	11,741,705,367
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,196,540	-
前受金	26,675,000	31,255,000
未払収益分配金	236,674,984	265,526,485
未払解約金	-	3,148,056
未払受託者報酬	5,185,307	4,416,822
未払委託者報酬	35,556,280	30,286,752
未払利息	302	881
その他未払費用	452,647	412,460
流動負債合計	310,741,060	335,046,456
負債合計	310,741,060	335,046,456
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	8,304,385,418	6,322,059,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,811,340,011	5,084,599,732
(分配準備積立金)	5,198,450,746	5,131,583,132
元本等合計	13,115,725,429	11,406,658,911
純資産合計	13,115,725,429	11,406,658,911
負債純資産合計	13,426,466,489	11,741,705,367

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期		第25期	
	自	2021年 5月26日	自	2022年 5月26日
	至	2022年 5月25日	至	2023年 5月25日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		323,219,713		314,653,545
受取利息		10,871		4,272
有価証券売買等損益		△279,093,972		1,537,329,143
派生商品取引等損益		△9,558,900		64,254,040
その他収益		91,912		119,391
<b>営業収益合計</b>		<b>34,669,624</b>		<b>1,916,360,391</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		122,429		168,489
受託者報酬		10,564,687		9,611,253
委託者報酬		72,443,385		65,905,678
その他費用		452,647		414,607
<b>営業費用合計</b>		<b>83,583,148</b>		<b>76,100,027</b>
営業利益又は営業損失 (△)		△48,913,524		1,840,260,364
経常利益又は経常損失 (△)		△48,913,524		1,840,260,364
当期純利益又は当期純損失 (△)		△48,913,524		1,840,260,364
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		2,547,902		162,482,321
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		5,103,082,446		4,811,340,011
剰余金増加額又は欠損金減少額		25,096,977		32,285,267
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		25,096,977		32,285,267
剰余金減少額又は欠損金増加額		28,703,002		1,171,277,104
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		28,703,002		1,171,277,104
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		236,674,984		265,526,485
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		4,811,340,011		5,084,599,732

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第24期 (2022年 5月25日現在)	第25期 (2023年 5月25日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

項目		第24期 2022年 5月25日現在	第25期 2023年 5月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	8,311,603,838円	8,304,385,418円
	期中追加設定元本額	39,876,683円	52,464,263円
	期中一部解約元本額	47,095,103円	2,034,790,502円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	8,304,385,418口	6,322,059,179口
3.	担保資産		
	代用有価証券として、担保を供している資産は次の通りであります。		
	株式	98,947,000円	－円
	合計	98,947,000円	－円
4.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5794円 (15,794円)	1.8043円 (18,043円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期	第25期
	自 2021年 5月26日 至 2022年 5月25日	自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(239,361,828円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,814,202,033円)及び分配準備積立金(5,195,763,902円)より、分配対象収益は7,249,327,763円(一万口当たり8,729.52円)であり、うち236,674,984円(一万口当たり285円)を分配いたしました。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(268,194,613円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,189,642,525円)、信託約款に規定される収益調整金(1,407,612,933円)及び分配準備積立金(3,939,272,479円)より、分配対象収益は6,804,722,550円(一万口当たり10,763.46円)であり、うち265,526,485円(一万口当たり420円)を分配いたしました。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 2021年 5月26日 至 2022年 5月25日	第25期 自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 2022年 5月25日現在	第25期 2023年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第24期(自 2021年 5月26日 至 2022年 5月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△270,405,030
合計	△270,405,030

第25期(自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,394,805,507
合計	1,394,805,507

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第24期 (2022年 5月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	364,745,000	—	375,500,000	10,755,000
合計		364,745,000	—	375,500,000	10,755,000

第25期 (2023年 5月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	199,875,000	—	214,800,000	14,925,000
合計		199,875,000	—	214,800,000	14,925,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## ①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	200	3,650.00	730,000	
ニッスイ	5,200	636.00	3,307,200	
マルハニチロ	900	2,553.00	2,297,700	
サカタのタネ	700	4,075.00	2,852,500	
ホクト	800	1,843.00	1,474,400	
日鉄鉱業	400	3,870.00	1,548,000	
三井松島ホールディングス	400	2,879.00	1,151,600	
I N P E X	18,900	1,561.00	29,502,900	
石油資源開発	600	4,435.00	2,661,000	
K&Oエナジーグループ	100	2,350.00	235,000	
ショーボンドホールディングス	800	5,640.00	4,512,000	
ミライト・ワン	2,000	1,785.00	3,570,000	
タマホーム	400	4,000.00	1,600,000	
ダイセキ環境ソリューション	300	937.00	281,100	
安藤・間	2,100	1,041.00	2,186,100	
東急建設	2,000	726.00	1,452,000	
コムシスホールディングス	1,700	2,802.00	4,763,400	
高松コンストラクショングループ	900	2,359.00	2,123,100	
東建コーポレーション	200	7,640.00	1,528,000	
オリエンタル白石	600	313.00	187,800	
大成建設	3,300	4,695.00	15,493,500	
大林組	12,800	1,169.00	14,963,200	
清水建設	10,800	876.00	9,460,800	
飛島建設	100	1,218.00	121,800	
長谷工コーポレーション	3,700	1,635.00	6,049,500	
鹿島建設	7,900	2,080.00	16,432,000	
不動産テトラ	100	1,792.00	179,200	
鉄建建設	100	1,982.00	198,200	
西松建設	800	3,370.00	2,696,000	
三井住友建設	1,400	366.00	512,400	
大豊建設	300	3,795.00	1,138,500	
奥村組	700	3,865.00	2,705,500	
東鉄工業	300	2,654.00	796,200	
浅沼組	200	3,185.00	637,000	

戸田建設	4,900	807.00	3,954,300
熊谷組	800	2,921.00	2,336,800
北野建設	100	2,953.00	295,300
植木組	200	1,296.00	259,200
ピーエス三菱	200	713.00	142,600
日本ハウスホールディングス	700	386.00	270,200
新日本建設	300	1,121.00	336,300
東亜道路工業	400	4,150.00	1,660,000
日本道路	100	8,410.00	841,000
東亜建設工業	500	3,120.00	1,560,000
若築建設	400	3,600.00	1,440,000
東洋建設	1,500	974.00	1,461,000
五洋建設	5,000	711.00	3,555,000
世紀東急工業	900	1,294.00	1,164,600
福田組	200	4,795.00	959,000
住友林業	2,800	3,140.00	8,792,000
日本基礎技術	600	520.00	312,000
大和ハウス工業	10,000	3,596.00	35,960,000
積水ハウス	11,100	2,843.50	31,562,850
日特建設	700	999.00	699,300
四電工	700	2,106.00	1,474,200
きんでん	2,600	1,869.00	4,859,400
東京エネシス	500	960.00	480,000
トーエネック	100	3,690.00	369,000
住友電設	500	2,894.00	1,447,000
日本電設工業	900	1,921.00	1,728,900
エクシオグループ	1,600	2,652.00	4,243,200
新日本空調	300	2,211.00	663,300
九電工	900	3,790.00	3,411,000
三機工業	900	1,493.00	1,343,700
日揮ホールディングス	3,500	1,703.00	5,960,500
中外炉工業	400	1,946.00	778,400
ヤマト	500	956.00	478,000
太平電業	400	4,235.00	1,694,000
高砂熱学工業	1,100	2,391.00	2,630,100
朝日工業社	200	2,487.00	497,400
大気社	500	3,765.00	1,882,500
日比谷総合設備	200	2,334.00	466,800
フィル・カンパニー	100	897.00	89,700
インフロニア・ホールディングス	3,700	1,261.00	4,665,700

レイズネクスト	600	1,441.00	864,600
ニッポン	700	1,812.00	1,268,400
日清製粉グループ本社	3,300	1,779.00	5,870,700
昭和産業	400	2,625.00	1,050,000
中部飼料	200	1,101.00	220,200
フィード・ワン	100	736.00	73,600
日本甜菜製糖	300	1,829.00	548,700
DM三井製糖ホールディングス	500	2,564.00	1,282,000
森永製菓	700	4,325.00	3,027,500
中村屋	200	3,080.00	616,000
江崎グリコ	1,000	3,725.00	3,725,000
名糖産業	100	1,619.00	161,900
井村屋グループ	500	2,305.00	1,152,500
不二家	100	2,503.00	250,300
山崎製パン	2,600	2,025.00	5,265,000
第一屋製パン	100	403.00	40,300
モロゾフ	200	3,770.00	754,000
寿スピリッツ	400	10,160.00	4,064,000
カルビー	1,600	2,770.00	4,432,000
森永乳業	700	5,180.00	3,626,000
六甲バター	200	1,384.00	276,800
ヤクルト本社	2,600	9,310.00	24,206,000
明治ホールディングス	4,400	3,225.00	14,190,000
雪印メグミルク	900	1,982.00	1,783,800
プリマハム	700	2,257.00	1,579,900
日本ハム	1,400	3,860.00	5,404,000
丸大食品	400	1,487.00	594,800
S Foods	100	3,175.00	317,500
サッポロホールディングス	1,100	3,860.00	4,246,000
アサヒグループホールディングス	8,300	5,384.00	44,687,200
キリンホールディングス	16,200	2,132.00	34,538,400
宝ホールディングス	2,600	1,058.00	2,750,800
オエノンホールディングス	600	349.00	209,400
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	2,900	1,578.00	4,576,200
サントリー食品インターナショナル	2,500	5,290.00	13,225,000
ダイドーグループホールディングス	200	4,985.00	997,000
伊藤園	1,200	4,115.00	4,938,000
キーコーヒー	100	2,045.00	204,500
日清オイリオグループ	600	3,435.00	2,061,000

不二製油グループ本社	1,100	2,023.00	2,225,300
J-オイルミルズ	400	1,585.00	634,000
キッコーマン	2,400	8,200.00	19,680,000
味の素	8,700	5,378.00	46,788,600
キューピー	1,900	2,296.00	4,362,400
ハウス食品グループ本社	1,200	3,215.00	3,858,000
カゴメ	1,700	3,310.00	5,627,000
アリアケジャパン	300	5,210.00	1,563,000
ニチレイ	1,600	3,030.00	4,848,000
東洋水産	1,800	5,810.00	10,458,000
ヨシムラ・フード・ホールディングス	700	818.00	572,600
日清食品ホールディングス	1,200	12,010.00	14,412,000
フジッコ	1,000	1,907.00	1,907,000
ロック・フィールド	200	1,467.00	293,400
日本たばこ産業	23,600	3,080.00	72,688,000
ケンコーマヨネーズ	100	1,284.00	128,400
なとり	200	1,941.00	388,200
ミヨシ油脂	100	994.00	99,400
片倉工業	900	1,757.00	1,581,300
グンゼ	400	4,465.00	1,786,000
東洋紡	1,600	1,026.00	1,641,600
ユニチカ	1,000	227.00	227,000
富士紡ホールディングス	200	3,090.00	618,000
倉敷紡績	100	2,306.00	230,600
シキボウ	200	983.00	196,600
日本毛織	1,700	1,006.00	1,710,200
トーア紡コーポレーション	100	374.00	37,400
帝国繊維	100	1,654.00	165,400
帝人	3,500	1,393.00	4,875,500
東レ	24,400	737.30	17,990,120
住江織物	200	2,312.00	462,400
日東製網	100	1,403.00	140,300
アツギ	100	417.00	41,700
ダイニック	200	745.00	149,000
セーレン	900	2,232.00	2,008,800
東海染工	100	1,113.00	111,300
小松マテーレ	900	669.00	602,100
ワコールホールディングス	900	2,937.00	2,643,300
ホギメディカル	600	3,380.00	2,028,000
T S I ホールディングス	2,400	665.00	1,596,000

マツオカコーポレーション	100	1,165.00	116,500
ワールド	200	1,526.00	305,200
三陽商会	100	1,649.00	164,900
オンワードホールディングス	2,100	384.00	806,400
ゴールドウイン	700	11,970.00	8,379,000
デサント	700	3,880.00	2,716,000
ヤマトインターナショナル	300	271.00	81,300
特種東海製紙	400	3,095.00	1,238,000
王子ホールディングス	15,100	548.00	8,274,800
日本製紙	1,700	1,195.00	2,031,500
三菱製紙	1,000	488.00	488,000
北越コーポレーション	2,900	924.00	2,679,600
中越パルプ工業	200	1,268.00	253,600
巴川製紙所	200	665.00	133,000
大王製紙	1,900	1,076.00	2,044,400
レンゴー	3,100	838.00	2,597,800
ザ・パック	200	3,045.00	609,000
北の達人コーポレーション	1,800	289.00	520,200
クラレ	5,800	1,340.00	7,772,000
旭化成	22,800	963.70	21,972,360
共和レザー	500	536.00	268,000
レゾナック・ホールディングス	3,500	2,185.00	7,647,500
住友化学	27,000	430.00	11,610,000
住友精化	100	4,280.00	428,000
日産化学	1,700	6,090.00	10,353,000
クレハ	300	8,230.00	2,469,000
テイカ	500	1,272.00	636,000
石原産業	1,000	1,276.00	1,276,000
片倉コープアグリ	200	1,301.00	260,200
日本曹達	500	4,735.00	2,367,500
東ソー	4,900	1,679.00	8,227,100
トクヤマ	1,100	2,198.00	2,417,800
セントラル硝子	300	2,922.00	876,600
東亜合成	2,400	1,257.00	3,016,800
大阪ソーダ	100	4,145.00	414,500
関東電化工業	900	906.00	815,400
デンカ	1,300	2,673.00	3,474,900
信越化学工業	30,300	4,322.00	130,956,600
日本カーバイド工業	200	1,307.00	261,400
堺化学工業	600	1,816.00	1,089,600

第一稀元素化学工業	400	904.00	361,600
エア・ウォーター	3,400	1,875.00	6,375,000
日本酸素ホールディングス	3,500	2,941.00	10,293,500
日本化学工業	600	1,814.00	1,088,400
日本パーカライジング	1,100	1,090.00	1,199,000
チタン工業	100	1,393.00	139,300
ステラ ケミファ	300	3,030.00	909,000
保土谷化学工業	400	3,120.00	1,248,000
日本触媒	600	5,260.00	3,156,000
大日精化工業	200	1,959.00	391,800
カネカ	900	3,895.00	3,505,500
三菱瓦斯化学	2,800	1,976.00	5,532,800
三井化学	3,000	3,555.00	10,665,000
J S R	3,400	3,380.00	11,492,000
東京応化工業	700	8,070.00	5,649,000
大阪有機化学工業	300	2,342.00	702,600
三菱ケミカルグループ	24,600	820.70	20,189,220
KHネオケム	500	2,291.00	1,145,500
ダイセル	5,300	1,191.00	6,312,300
住友ベークライト	600	5,510.00	3,306,000
積水化学工業	7,400	1,973.00	14,600,200
日本ゼオン	2,400	1,502.00	3,604,800
アイカ工業	1,000	3,020.00	3,020,000
UBE	1,900	2,233.00	4,242,700
積水樹脂	800	2,094.00	1,675,200
旭有機材	100	3,655.00	365,500
ニチバン	600	1,873.00	1,123,800
リケンテクノス	200	614.00	122,800
大倉工業	200	2,114.00	422,800
積水化成品工業	300	426.00	127,800
群栄化学工業	200	2,555.00	511,000
ダイキョーニシカワ	400	745.00	298,000
日本化薬	2,800	1,225.00	3,430,000
カーリットホールディングス	1,300	725.00	942,500
扶桑化学工業	500	4,035.00	2,017,500
トリケミカル研究所	800	2,405.00	1,924,000
ADEKA	1,400	2,525.00	3,535,000
日油	1,100	6,080.00	6,688,000
ハリマ化成グループ	400	854.00	341,600
花王	8,900	5,154.00	45,870,600

第一工業製薬	400	1,881.00	752,400
三洋化成工業	300	4,190.00	1,257,000
有機合成薬品工業	200	297.00	59,400
大日本塗料	200	896.00	179,200
日本ペイントホールディングス	16,100	1,123.00	18,080,300
関西ペイント	3,300	2,145.00	7,078,500
中国塗料	900	1,103.00	992,700
日本特殊塗料	400	1,021.00	408,400
藤倉化成	900	425.00	382,500
太陽ホールディングス	800	2,619.00	2,095,200
D I C	1,300	2,570.00	3,341,000
サカタインクス	400	1,170.00	468,000
T&K TOKA	200	1,198.00	239,600
富士フイルムホールディングス	7,000	8,365.00	58,555,000
資生堂	7,600	6,444.00	48,974,400
ライオン	4,400	1,388.00	6,107,200
高砂香料工業	300	2,639.00	791,700
マンダム	900	1,556.00	1,400,400
ミルボン	600	5,010.00	3,006,000
ファンケル	1,600	2,310.00	3,696,000
コーセー	800	14,020.00	11,216,000
ポーラ・オルビスホールディングス	1,700	1,983.00	3,371,100
ノエビアホールディングス	400	5,400.00	2,160,000
エステー	200	1,553.00	310,600
アグロ カネショウ	100	1,647.00	164,700
コニシ	200	2,171.00	434,200
長谷川香料	700	3,230.00	2,261,000
小林製薬	1,000	7,900.00	7,900,000
荒川化学工業	300	1,015.00	304,500
メック	800	3,145.00	2,516,000
日本高純度化学	200	2,524.00	504,800
タカラバイオ	1,000	1,664.00	1,664,000
J C U	600	3,555.00	2,133,000
デクセリアルズ	1,000	3,040.00	3,040,000
アース製薬	400	5,030.00	2,012,000
大成ラミック	400	2,997.00	1,198,800
クミアイ化学工業	2,300	934.00	2,148,200
日本農薬	900	644.00	579,600
アキレス	200	1,418.00	283,600
有沢製作所	900	1,107.00	996,300

日東電工	2,700	9,980.00	26,946,000
レック	900	847.00	762,300
きもと	200	183.00	36,600
藤森工業	500	3,315.00	1,657,500
前澤化成工業	300	1,580.00	474,000
J S P	600	1,688.00	1,012,800
エフピコ	800	2,935.00	2,348,000
天馬	200	2,397.00	479,400
信越ポリマー	1,000	1,390.00	1,390,000
東リ	900	309.00	278,100
ニフコ	1,300	3,875.00	5,037,500
バルカー	200	3,440.00	688,000
ユニ・チャーム	7,600	5,201.00	39,527,600
協和キリン	4,400	2,711.00	11,928,400
武田薬品工業	32,300	4,556.00	147,158,800
アステラス製薬	34,500	2,341.00	80,764,500
住友ファーマ	2,600	705.00	1,833,000
塩野義製薬	4,600	6,195.00	28,497,000
わかもと製薬	900	233.00	209,700
日本新薬	900	6,540.00	5,886,000
中外製薬	11,400	3,760.00	42,864,000
科研製薬	700	3,630.00	2,541,000
エーザイ	4,500	8,875.00	39,937,500
ロート製薬	3,500	3,030.00	10,605,000
小野薬品工業	7,000	2,635.00	18,445,000
久光製薬	900	3,795.00	3,415,500
持田製薬	500	3,520.00	1,760,000
参天製薬	6,600	1,282.00	8,461,200
扶桑薬品工業	100	2,028.00	202,800
日本ケミファ	200	1,847.00	369,400
ツムラ	1,000	2,863.00	2,863,000
キッセイ薬品工業	800	2,921.00	2,336,800
生化学工業	1,000	784.00	784,000
栄研化学	900	1,580.00	1,422,000
鳥居薬品	600	3,405.00	2,043,000
J C R ファーマ	1,000	1,423.00	1,423,000
東和薬品	900	1,862.00	1,675,800
そーせいグループ	1,200	3,120.00	3,744,000
第一三共	31,800	4,581.00	145,675,800
杏林製薬	1,000	1,795.00	1,795,000



大幸薬品	700	371.00	259,700
ダイト	200	2,480.00	496,000
大塚ホールディングス	8,400	5,235.00	43,974,000
大正製薬ホールディングス	900	5,470.00	4,923,000
ペプチドリーム	1,900	1,905.00	3,619,500
あすか製薬ホールディングス	900	1,273.00	1,145,700
サワイグループホールディングス	900	3,620.00	3,258,000
日本コークス工業	5,700	104.00	592,800
ニチレキ	200	1,730.00	346,000
ユシロ化学工業	700	1,007.00	704,900
出光興産	4,100	2,842.00	11,652,200
ENEOSホールディングス	61,900	479.10	29,656,290
コスモエネルギーホールディングス	1,400	4,265.00	5,971,000
横浜ゴム	2,100	3,050.00	6,405,000
TOYO TIRE	2,200	1,737.00	3,821,400
ブリヂストン	11,600	5,674.00	65,818,400
住友ゴム工業	3,600	1,289.00	4,640,400
藤倉コンポジット	500	948.00	474,000
オカモト	400	4,050.00	1,620,000
ニッタ	300	3,040.00	912,000
住友理工	900	778.00	700,200
三ツ星ベルト	400	4,030.00	1,612,000
バンドー化学	600	1,316.00	789,600
日東紡績	700	1,922.00	1,345,400
AGC	3,700	5,110.00	18,907,000
石塚硝子	100	1,525.00	152,500
日本山村硝子	200	925.00	185,000
日本電気硝子	1,500	2,673.00	4,009,500
オハラ	200	1,210.00	242,000
住友大阪セメント	600	3,420.00	2,052,000
太平洋セメント	2,300	2,419.00	5,563,700
日本ヒューム	700	742.00	519,400
日本コンクリート工業	900	283.00	254,700
アジアパイルホールディングス	600	621.00	372,600
東海カーボン	3,000	1,227.00	3,681,000
日本カーボン	300	4,410.00	1,323,000
東洋炭素	200	5,010.00	1,002,000
TOTO	2,400	4,280.00	10,272,000
日本碍子	4,300	1,750.00	7,525,000
日本特殊陶業	2,800	2,627.00	7,355,600

MARUWA	200	19,250.00	3,850,000
品川リフラクトリーズ	100	4,900.00	490,000
黒崎播磨	100	6,760.00	676,000
ヨータイ	200	1,476.00	295,200
東京窯業	1,000	328.00	328,000
フジミインコーポレーテッド	400	8,840.00	3,536,000
ニチアス	1,000	2,740.00	2,740,000
ニチハ	700	2,967.00	2,076,900
日本製鉄	16,800	2,837.50	47,670,000
神戸製鋼所	7,500	1,083.00	8,122,500
合同製鐵	600	3,085.00	1,851,000
J F Eホールディングス	10,000	1,772.00	17,720,000
東京製鐵	1,200	1,351.00	1,621,200
共英製鋼	500	1,831.00	915,500
大和工業	700	5,550.00	3,885,000
東京鐵鋼	600	2,552.00	1,531,200
大阪製鐵	200	1,319.00	263,800
丸一鋼管	1,000	3,140.00	3,140,000
モリ工業	100	3,195.00	319,500
大同特殊鋼	500	5,340.00	2,670,000
日本冶金工業	300	3,975.00	1,192,500
山陽特殊製鋼	200	2,596.00	519,200
日本金属	200	906.00	181,200
大平洋金属	500	1,630.00	815,000
新日本電工	2,800	282.00	789,600
三菱製鋼	900	1,240.00	1,116,000
日亜鋼業	900	292.00	262,800
日本精線	200	4,530.00	906,000
シンニッタン	1,100	248.00	272,800
新家工業	100	2,159.00	215,900
大紀アルミニウム工業所	900	1,319.00	1,187,100
日本軽金属ホールディングス	900	1,369.00	1,232,100
三井金属鉱業	1,000	3,155.00	3,155,000
東邦亜鉛	100	1,711.00	171,100
三菱マテリアル	2,500	2,380.00	5,950,000
住友金属鉱山	4,400	4,278.00	18,823,200
DOWAホールディングス	900	4,310.00	3,879,000
古河機械金属	900	1,399.00	1,259,100
大阪チタニウムテクノロジーズ	600	3,030.00	1,818,000
東邦チタニウム	900	1,830.00	1,647,000

UACJ	400	2,582.00	1,032,800
古河電気工業	1,100	2,425.00	2,667,500
住友電気工業	12,900	1,713.00	22,097,700
フジクラ	4,100	1,058.00	4,337,800
SWCC	200	1,913.00	382,600
タツタ電線	2,200	716.00	1,575,200
リョービ	200	1,567.00	313,400
アーレスティ	400	634.00	253,600
アサヒホールディングス	1,500	1,966.00	2,949,000
稲葉製作所	100	1,475.00	147,500
宮地エンジニアリンググループ	300	4,055.00	1,216,500
トーカロ	1,200	1,364.00	1,636,800
アルファC o	200	1,088.00	217,600
SUMCO	7,100	2,035.00	14,448,500
川田テクノロジーズ	100	4,840.00	484,000
東洋製罐グループホールディングス	2,500	2,121.00	5,302,500
ホッカンホールディングス	300	1,375.00	412,500
横河ブリッジホールディングス	700	2,307.00	1,614,900
駒井ハルテック	100	1,765.00	176,500
三和ホールディングス	3,400	1,605.00	5,457,000
文化シャッター	1,400	1,159.00	1,622,600
三協立山	600	675.00	405,000
アルインコ	400	994.00	397,600
東洋シャッター	100	546.00	54,600
LIXIL	5,400	1,928.00	10,411,200
日本ファイルコン	700	462.00	323,400
ノーリツ	1,000	1,776.00	1,776,000
長府製作所	600	2,378.00	1,426,800
リンナイ	2,100	3,130.00	6,573,000
ダイニチ工業	200	700.00	140,000
日東精工	2,600	611.00	1,588,600
三洋工業	100	1,914.00	191,400
岡部	800	782.00	625,600
東プレ	900	1,475.00	1,327,500
高周波熱錬	300	886.00	265,800
東京製綱	300	1,076.00	322,800
モリテック スチール	700	265.00	185,500
パイオラックス	400	1,979.00	791,600
エイチワン	200	657.00	131,400
日本発條	3,700	997.00	3,688,900

三益半導体工業	100	2,934.00	293,400
日本製鋼所	1,000	2,824.00	2,824,000
三浦工業	1,500	3,800.00	5,700,000
タクマ	1,400	1,452.00	2,032,800
ツガミ	600	1,355.00	813,000
オークマ	400	6,590.00	2,636,000
芝浦機械	500	4,525.00	2,262,500
アマダ	5,900	1,368.00	8,071,200
アイダエンジニアリング	500	918.00	459,000
F U J I	1,600	2,357.00	3,771,200
牧野フライス製作所	500	5,070.00	2,535,000
オーエスジー	1,900	2,025.00	3,847,500
旭ダイヤモンド工業	1,000	899.00	899,000
DMG森精機	2,200	2,321.00	5,106,200
ソディック	100	732.00	73,200
ディスコ	1,800	19,590.00	35,262,000
日東工器	300	2,100.00	630,000
日進工具	200	1,145.00	229,000
豊和工業	400	780.00	312,000
島精機製作所	900	1,787.00	1,608,300
オプトラン	500	2,333.00	1,166,500
NCホールディングス	200	2,116.00	423,200
フリー	200	1,079.00	215,800
ヤマシンフィルタ	900	321.00	288,900
日阪製作所	200	880.00	176,000
やまびこ	1,000	1,476.00	1,476,000
平田機工	200	7,270.00	1,454,000
PEGASUS	600	573.00	343,800
ナブテスコ	2,300	3,130.00	7,199,000
レオン自動機	300	1,501.00	450,300
SMC	1,200	74,180.00	89,016,000
ホソカワミクロン	400	2,884.00	1,153,600
ユニオンツール	400	3,200.00	1,280,000
オイレス工業	600	1,917.00	1,150,200
日精エー・エス・ビー機械	100	4,135.00	413,500
サトーホールディングス	700	1,936.00	1,355,200
技研製作所	200	2,048.00	409,600
日本エアテック	200	1,132.00	226,400
日精樹脂工業	500	962.00	481,000
ワイエイシイホールディングス	100	3,010.00	301,000

小松製作所	17,200	3,404.00	58,548,800
住友重機械工業	2,200	3,220.00	7,084,000
日立建機	1,400	3,505.00	4,907,000
巴工業	300	2,470.00	741,000
井関農機	600	1,225.00	735,000
TOWA	600	2,450.00	1,470,000
丸山製作所	100	1,830.00	183,000
北川鉄工所	500	1,220.00	610,000
ローツェ	200	11,860.00	2,372,000
クボタ	19,400	2,022.00	39,226,800
三菱化工機	300	2,417.00	725,100
月島ホールディングス	600	1,193.00	715,800
帝国電機製作所	200	2,345.00	469,000
澁谷工業	200	2,584.00	516,800
アイチ コーポレーション	900	846.00	761,400
小森コーポレーション	1,000	942.00	942,000
荏原製作所	1,500	6,350.00	9,525,000
石井鐵工所	100	2,842.00	284,200
西島製作所	200	1,635.00	327,000
北越工業	400	1,332.00	532,800
ダイキン工業	4,400	27,035.00	118,954,000
オルガノ	700	3,870.00	2,709,000
トーヨーカネツ	400	3,410.00	1,364,000
栗田工業	2,100	5,920.00	12,432,000
椿本チエイン	300	3,435.00	1,030,500
大同工業	300	728.00	218,400
木村化工機	500	739.00	369,500
アネスト岩田	700	1,072.00	750,400
ダイフク	5,700	2,871.00	16,364,700
加藤製作所	400	1,100.00	440,000
油研工業	200	2,019.00	403,800
タダノ	2,200	1,075.00	2,365,000
フジテック	1,300	3,680.00	4,784,000
CKD	900	2,137.00	1,923,300
平和	1,100	2,444.00	2,688,400
理想科学工業	200	2,288.00	457,600
SANKYO	800	5,670.00	4,536,000
日本金銭機械	500	1,164.00	582,000
マースグループホールディングス	600	3,075.00	1,845,000
フクシマガリレイ	100	5,300.00	530,000

オーイズミ	400	503.00	201,200
ダイコク電機	200	2,964.00	592,800
竹内製作所	400	3,865.00	1,546,000
アマノ	1,100	2,962.00	3,258,200
JUKI	400	584.00	233,600
ジャノメ	400	614.00	245,600
マックス	800	2,335.00	1,868,000
グローリー	1,000	2,684.00	2,684,000
新晃工業	200	2,032.00	406,400
大和冷機工業	900	1,414.00	1,272,600
セガサミーホールディングス	3,000	2,735.00	8,205,000
日本ピストンリング	200	1,428.00	285,600
リケン	100	2,834.00	283,400
T P R	200	1,505.00	301,000
ツバキ・ナカシマ	700	903.00	632,100
ホシザキ	2,400	5,240.00	12,576,000
大豊工業	100	814.00	81,400
日本精工	6,800	866.00	5,888,800
N T N	6,300	290.00	1,827,000
ジェイテクト	3,500	1,217.00	4,259,500
不二越	400	3,970.00	1,588,000
日本トムソン	2,400	590.00	1,416,000
T H K	2,100	3,070.00	6,447,000
ユーシン精機	1,300	706.00	917,800
イーグル工業	200	1,502.00	300,400
日本ピラー工業	500	4,045.00	2,022,500
キッツ	1,500	1,042.00	1,563,000
マキタ	4,600	3,880.00	17,848,000
日立造船	3,500	842.00	2,947,000
三菱重工業	6,400	5,785.00	37,024,000
I H I	2,300	3,335.00	7,670,500
スター精密	1,100	1,894.00	2,083,400
日清紡ホールディングス	2,000	1,074.00	2,148,000
イビデン	2,100	7,140.00	14,994,000
コニカミノルタ	8,200	486.00	3,985,200
ブラザー工業	5,000	2,111.00	10,555,000
ミネベアミツミ	6,400	2,650.00	16,960,000
日立製作所	17,900	8,057.00	144,220,300
東芝	7,000	4,486.00	31,402,000
三菱電機	38,000	1,785.00	67,830,000

富士電機	2,200	6,140.00	13,508,000
東洋電機製造	300	1,013.00	303,900
安川電機	4,400	5,970.00	26,268,000
シンフォニアテクノロジー	700	1,638.00	1,146,600
明電舎	900	1,899.00	1,709,100
オリジン	100	1,234.00	123,400
山洋電気	100	7,420.00	742,000
デンヨー	400	1,929.00	771,600
ソシオネクスト	500	14,530.00	7,265,000
東芝テック	500	4,085.00	2,042,500
芝浦メカトロニクス	100	16,490.00	1,649,000
マブチモーター	900	3,955.00	3,559,500
ニデック	8,900	7,216.00	64,222,400
東光高岳	700	2,097.00	1,467,900
ダイヘン	500	5,000.00	2,500,000
ヤーマン	900	1,157.00	1,041,300
JVCケンウッド	2,100	487.00	1,022,700
I-PEX	200	1,270.00	254,000
大崎電気工業	900	559.00	503,100
オムロン	3,300	8,516.00	28,102,800
日東工業	600	3,165.00	1,899,000
IDEC	400	3,245.00	1,298,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,300	2,519.00	3,274,700
メルコホールディングス	500	3,255.00	1,627,500
日本電気	5,200	6,400.00	33,280,000
富士通	3,600	18,105.00	65,178,000
沖電気工業	1,200	812.00	974,400
岩崎通信機	100	840.00	84,000
電気興業	600	2,181.00	1,308,600
サンケン電気	400	10,810.00	4,324,000
ナカヨ	200	1,092.00	218,400
アイホン	100	2,253.00	225,300
ルネサスエレクトロニクス	24,000	2,150.50	51,612,000
セイコーエプソン	4,700	2,138.00	10,048,600
ワコム	3,000	729.00	2,187,000
アルバック	900	5,570.00	5,013,000
EIZO	400	4,730.00	1,892,000
日本信号	1,000	1,064.00	1,064,000
京三製作所	200	438.00	87,600
ホーチキ	1,000	1,632.00	1,632,000

エレコム	900	1,397.00	1,257,300
パナソニック ホールディングス	43,400	1,445.00	62,713,000
シャープ	4,400	835.00	3,674,000
アンリツ	2,600	1,201.00	3,122,600
富士通ゼネラル	1,100	3,220.00	3,542,000
ソニーグループ	25,700	13,270.00	341,039,000
TDK	5,800	5,220.00	30,276,000
帝国通信工業	100	1,552.00	155,200
タムラ製作所	900	711.00	639,900
アルプスアルパイン	3,200	1,248.00	3,993,600
日本トリム	200	2,915.00	583,000
ローランド ディー. ジー.	300	3,410.00	1,023,000
フォスター電機	500	1,010.00	505,000
SMK	300	2,408.00	722,400
ヨコオ	500	1,744.00	872,000
ホシデン	1,300	1,730.00	2,249,000
ヒロセ電機	600	19,390.00	11,634,000
日本航空電子工業	1,000	2,615.00	2,615,000
TOA	1,900	854.00	1,622,600
マクセル	600	1,461.00	876,600
古野電気	200	987.00	197,400
スミダコーポレーション	500	1,297.00	648,500
アイコム	100	2,930.00	293,000
リオン	200	1,855.00	371,000
横河電機	4,000	2,621.00	10,484,000
新電元工業	100	3,365.00	336,500
アズビル	2,600	4,405.00	11,453,000
日本光電工業	1,700	3,815.00	6,485,500
チノー	100	2,194.00	219,400
共和電業	700	360.00	252,000
日本電子材料	300	1,659.00	497,700
堀場製作所	800	7,930.00	6,344,000
アドバンテスト	2,900	16,340.00	47,386,000
小野測器	400	441.00	176,400
エスペック	500	2,042.00	1,021,000
キーエンス	3,600	69,050.00	248,580,000
日置電機	200	9,340.00	1,868,000
シスメックス	3,100	9,231.00	28,616,100
日本マイクロニクス	1,000	1,658.00	1,658,000
メガチップス	500	3,395.00	1,697,500



OBARA GROUP	100	4,240.00	424,000
澤藤電機	100	1,132.00	113,200
コーセル	600	1,137.00	682,200
イリソ電子工業	100	4,285.00	428,500
オプテックスグループ	600	1,957.00	1,174,200
千代田インテグレ	100	2,358.00	235,800
レーザーテック	1,700	22,625.00	38,462,500
スタンレー電気	2,600	2,917.00	7,584,200
ウシオ電機	1,900	1,862.00	3,537,800
岡谷電機産業	100	278.00	27,800
ヘリオス テクノ ホールディング	800	614.00	491,200
日本セラミック	300	2,647.00	794,100
古河電池	500	1,093.00	546,500
双信電機	500	368.00	184,000
山一電機	300	2,023.00	606,900
函研	400	3,560.00	1,424,000
日本電子	900	4,465.00	4,018,500
カシオ計算機	2,800	1,178.00	3,298,400
ファナック	17,800	4,766.00	84,834,800
日本シイエムケイ	1,500	462.00	693,000
エンプラス	400	4,830.00	1,932,000
ローム	1,700	11,850.00	20,145,000
浜松ホトニクス	3,000	7,250.00	21,750,000
三井ハイテック	400	9,220.00	3,688,000
新光電気工業	1,300	5,070.00	6,591,000
京セラ	5,600	7,588.00	42,492,800
太陽誘電	1,800	4,140.00	7,452,000
村田製作所	11,000	8,107.00	89,177,000
双葉電子工業	900	504.00	453,600
北陸電気工業	200	1,194.00	238,800
ニチコン	1,000	1,384.00	1,384,000
日本ケミコン	300	1,411.00	423,300
KOA	500	1,705.00	852,500
市光工業	800	517.00	413,600
小糸製作所	4,400	2,662.00	11,712,800
ミツバ	900	708.00	637,200
SCREENホールディングス	700	13,640.00	9,548,000
キヤノン電子	600	1,918.00	1,150,800
キヤノン	20,000	3,496.00	69,920,000
リコー	9,100	1,174.00	10,683,400

象印マホービン	900	1,752.00	1,576,800
MUTOHホールディングス	100	1,770.00	177,000
東京エレクトロン	7,700	18,800.00	144,760,000
イノテック	400	1,530.00	612,000
トヨタ紡織	1,500	2,311.00	3,466,500
芦森工業	100	1,722.00	172,200
ユニプレス	500	1,006.00	503,000
豊田自動織機	2,700	8,380.00	22,626,000
モリタホールディングス	600	1,504.00	902,400
三櫻工業	900	747.00	672,300
デンソー	7,500	8,671.00	65,032,500
東海理化電機製作所	400	1,885.00	754,000
川崎重工業	2,800	2,944.00	8,243,200
日本車輛製造	200	2,053.00	410,600
三菱ロジスネクスト	1,100	1,165.00	1,281,500
日産自動車	51,600	520.00	26,832,000
いすゞ自動車	10,600	1,686.00	17,871,600
トヨタ自動車	199,700	1,938.50	387,118,450
日野自動車	5,000	556.00	2,780,000
三菱自動車工業	14,200	468.00	6,645,600
エフテック	100	740.00	74,000
GMB	100	1,625.00	162,500
武蔵精密工業	1,000	1,785.00	1,785,000
日産車体	900	889.00	800,100
新明和工業	1,600	1,267.00	2,027,200
極東開発工業	700	1,657.00	1,159,900
トピー工業	700	2,000.00	1,400,000
ティラド	200	1,875.00	375,000
曙ブレーキ工業	2,000	139.00	278,000
タチエス	400	1,425.00	570,000
NOK	1,200	1,870.00	2,244,000
フタバ産業	1,000	480.00	480,000
KYB	500	4,665.00	2,332,500
大同メタル工業	900	485.00	436,500
プレス工業	2,700	570.00	1,539,000
ミクニ	700	402.00	281,400
太平洋工業	400	1,225.00	490,000
アイシン	2,800	4,000.00	11,200,000
マツダ	12,000	1,207.00	14,484,000
今仙電機製作所	500	629.00	314,500

本田技研工業	29,500	3,995.00	117,852,500
スズキ	6,700	4,555.00	30,518,500
SUBARU	11,500	2,358.50	27,122,750
安永	400	923.00	369,200
ヤマハ発動機	5,700	3,555.00	20,263,500
T B K	500	318.00	159,000
豊田合成	1,100	2,325.00	2,557,500
愛三工業	500	1,010.00	505,000
日本プラスト	800	459.00	367,200
ヨロズ	500	830.00	415,000
エフ・シー・シー	900	1,721.00	1,548,900
シマノ	1,500	21,815.00	32,722,500
テイ・エス テック	1,600	1,844.00	2,950,400
テルモ	11,100	4,158.00	46,153,800
日機装	1,000	900.00	900,000
日本エム・ディ・エム	200	965.00	193,000
島津製作所	4,500	4,380.00	19,710,000
長野計器	500	1,750.00	875,000
ブイ・テクノロジー	200	2,632.00	526,400
東京計器	1,100	1,275.00	1,402,500
インターアクション	700	1,459.00	1,021,300
東京精密	800	5,940.00	4,752,000
マニー	1,500	1,705.00	2,557,500
ニコン	5,300	1,564.00	8,289,200
トプコン	1,900	2,022.00	3,841,800
オリンパス	22,400	2,150.50	48,171,200
理研計器	100	4,835.00	483,500
タムロン	300	3,600.00	1,080,000
HOYA	7,800	16,400.00	127,920,000
シード	100	587.00	58,700
ノーリツ鋼機	700	2,219.00	1,553,300
A&Dホロンホールディングス	900	1,506.00	1,355,400
朝日インテック	4,100	2,728.00	11,184,800
シチズン時計	3,000	803.00	2,409,000
リズム	200	1,701.00	340,200
メニコン	1,100	2,521.00	2,773,100
セイコーグループ	500	2,527.00	1,263,500
ニプロ	3,000	1,012.00	3,036,000
パラマウントベッドホールディングス	900	2,425.00	2,182,500
ニホンフラッシュ	400	1,057.00	422,800

前田工織	100	2,983.00	298,300
バンダイナムコホールディングス	9,900	3,283.00	32,501,700
SHOE I	400	2,645.00	1,058,000
フランスベッドホールディングス	600	1,107.00	664,200
パイロットコーポレーション	600	4,690.00	2,814,000
萩原工業	100	1,277.00	127,700
フジシールインターナショナル	900	1,548.00	1,393,200
タカラトミー	2,100	1,691.00	3,551,100
広済堂ホールディングス	400	2,323.00	929,200
タカノ	200	731.00	146,200
プロネクサス	300	982.00	294,600
ホクシン	400	133.00	53,200
ウッドワン	300	1,216.00	364,800
大建工業	300	2,283.00	684,900
凸版印刷	4,800	2,904.00	13,939,200
大日本印刷	4,000	3,970.00	15,880,000
共同印刷	100	2,765.00	276,500
N I S S H A	900	1,640.00	1,476,000
TAKARA & COMPANY	100	2,334.00	233,400
アシックス	3,300	3,745.00	12,358,500
ツツミ	600	2,137.00	1,282,200
小松ウオール工業	100	2,416.00	241,600
ヤマハ	2,300	5,550.00	12,765,000
河合楽器製作所	600	3,165.00	1,899,000
クリナップ	600	675.00	405,000
ピジョン	2,300	2,061.00	4,740,300
キングジム	200	911.00	182,200
リンテック	100	2,277.00	227,700
イトーキ	1,000	830.00	830,000
任天堂	22,900	5,876.00	134,560,400
三菱鉛筆	500	1,758.00	879,000
タカラスタANDARD	200	1,740.00	348,000
コクヨ	1,900	1,995.00	3,790,500
ナカバヤシ	600	486.00	291,600
グローブライト	200	2,214.00	442,800
オカムラ	1,200	1,755.00	2,106,000
美津濃	500	3,615.00	1,807,500
東京電力ホールディングス	32,800	486.00	15,940,800
中部電力	13,400	1,668.00	22,351,200
関西電力	14,000	1,619.00	22,666,000

中国電力	5,800	839.00	4,866,200
北陸電力	3,300	755.00	2,491,500
東北電力	8,900	839.00	7,467,100
四国電力	3,600	955.00	3,438,000
九州電力	8,400	877.00	7,366,800
北海道電力	3,800	582.00	2,211,600
沖縄電力	900	1,209.00	1,088,100
電源開発	2,800	2,117.00	5,927,600
エフオン	800	565.00	452,000
イーレックス	800	1,243.00	994,400
レノバ	1,000	1,661.00	1,661,000
東京瓦斯	7,700	3,035.00	23,369,500
大阪瓦斯	7,300	2,285.00	16,680,500
東邦瓦斯	1,300	2,554.00	3,320,200
北海道瓦斯	300	2,074.00	622,200
西部ガスホールディングス	900	2,047.00	1,842,300
静岡ガス	900	1,209.00	1,088,100
SBSホールディングス	100	3,160.00	316,000
東武鉄道	4,000	3,585.00	14,340,000
相鉄ホールディングス	1,200	2,597.00	3,116,400
東急	10,200	1,857.00	18,941,400
京浜急行電鉄	4,100	1,319.00	5,407,900
小田急電鉄	5,500	2,035.00	11,192,500
京王電鉄	1,900	5,020.00	9,538,000
京成電鉄	2,400	5,160.00	12,384,000
富士急行	600	5,040.00	3,024,000
東日本旅客鉄道	6,200	7,703.00	47,758,600
西日本旅客鉄道	4,700	5,856.00	27,523,200
東海旅客鉄道	2,800	16,435.00	46,018,000
西武ホールディングス	4,400	1,473.00	6,481,200
西日本鉄道	1,100	2,390.00	2,629,000
ハマキョウレックス	400	3,550.00	1,420,000
サカイ引越センター	100	4,685.00	468,500
近鉄グループホールディングス	3,600	4,630.00	16,668,000
阪急阪神ホールディングス	4,900	4,395.00	21,535,500
南海電気鉄道	1,700	3,145.00	5,346,500
京阪ホールディングス	2,000	3,570.00	7,140,000
神戸電鉄	200	3,115.00	623,000
名古屋鉄道	4,000	2,324.00	9,296,000
ヤマトホールディングス	4,700	2,544.00	11,956,800

山九	900	4,915.00	4,423,500
丸全昭和運輸	600	3,705.00	2,223,000
センコーグループホールディングス	2,000	945.00	1,890,000
トナミホールディングス	100	4,340.00	434,000
ニッコンホールディングス	1,000	2,719.00	2,719,000
福山通運	500	3,455.00	1,727,500
セイノーホールディングス	2,300	1,574.00	3,620,200
AZ-COM丸和ホールディングス	900	2,054.00	1,848,600
C&Fロジホールディングス	400	1,316.00	526,400
九州旅客鉄道	2,600	2,995.00	7,787,000
SGホールディングス	7,000	2,128.00	14,896,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,300	8,330.00	10,829,000
日本郵船	9,700	2,965.00	28,760,500
商船三井	6,400	3,170.00	20,288,000
川崎汽船	2,700	3,170.00	8,559,000
NSユナイテッド海運	200	3,375.00	675,000
明治海運	500	550.00	275,000
飯野海運	2,000	819.00	1,638,000
共栄タンカー	200	850.00	170,000
乾汽船	600	1,387.00	832,200
日本航空	8,900	2,625.00	23,362,500
ANAホールディングス	9,900	3,011.00	29,808,900
パスコ	200	1,599.00	319,800
日新	200	2,582.00	516,400
三菱倉庫	900	3,475.00	3,127,500
三井倉庫ホールディングス	400	3,445.00	1,378,000
住友倉庫	1,000	2,251.00	2,251,000
澁澤倉庫	700	2,363.00	1,654,100
東陽倉庫	900	272.00	244,800
日本トランスシティ	500	623.00	311,500
ケイヒン	100	1,735.00	173,500
安田倉庫	200	967.00	193,400
東洋埠頭	100	1,314.00	131,400
上組	1,700	3,120.00	5,304,000
キューソー流通システム	200	986.00	197,200
東海運	700	280.00	196,000
NECネットエスアイ	1,400	1,902.00	2,662,800
システナ	5,500	306.00	1,683,000
デジタルアーツ	300	5,770.00	1,731,000

日鉄ソリューションズ	800	4,030.00	3,224,000
コア	200	1,724.00	344,800
ソフトクリエイティブホールディングス	200	1,648.00	329,600
T I S	4,000	3,935.00	15,740,000
グリー	1,000	671.00	671,000
コーエーテクモホールディングス	2,300	2,355.00	5,416,500
ブレインパッド	900	779.00	701,100
K L a b	1,300	340.00	442,000
ポルトゥウィンホールディングス	1,300	965.00	1,254,500
ネクソン	9,400	2,964.00	27,861,600
エムアップホールディングス	1,300	1,228.00	1,596,400
エイチーム	900	703.00	632,700
テクノスジャパン	700	541.00	378,700
コロプラ	1,000	669.00	669,000
ブロードリーフ	1,200	416.00	499,200
ブイキューブ	100	517.00	51,700
フィックスターズ	1,000	1,346.00	1,346,000
セレス	900	1,078.00	970,200
S H I F T	200	24,300.00	4,860,000
ティーガイア	900	1,682.00	1,513,800
テクマトリックス	900	1,803.00	1,622,700
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	1,000	2,775.00	2,775,000
GMOペイメントゲートウェイ	700	10,770.00	7,539,000
インターネットイニシアティブ	2,000	2,710.00	5,420,000
さくらインターネット	1,200	638.00	765,600
GMOグローバルサイン・ホールディングス	300	3,490.00	1,047,000
S R Aホールディングス	200	3,075.00	615,000
フリービット	800	1,547.00	1,237,600
コムチュア	700	2,133.00	1,493,100
アステリア	600	658.00	394,800
メディカル・データ・ビジョン	700	721.00	504,700
ショーケース	100	297.00	29,700
ラクス	1,800	2,218.00	3,992,400
オープンドア	400	1,288.00	515,200
アカツキ	200	2,185.00	437,000
チェンジホールディングス	900	1,966.00	1,769,400
シンクロ・フード	600	653.00	391,800
マクロミル	900	904.00	813,600
ビーグリー	100	1,147.00	114,700

テモナ	100	265.00	26,500
マネーフォワード	900	5,770.00	5,193,000
電算システムホールディングス	500	3,205.00	1,602,500
Appier Group	1,000	1,354.00	1,354,000
フェイス	400	504.00	201,600
野村総合研究所	7,300	3,520.00	25,696,000
サイバネットシステム	500	850.00	425,000
インテージホールディングス	200	1,611.00	322,200
ソースネクスト	1,400	184.00	257,600
インフォコム	500	2,241.00	1,120,500
ラクスル	1,300	1,295.00	1,683,500
メルカリ	2,200	2,745.00	6,039,000
ヴィッツ	100	1,132.00	113,200
トビラシステムズ	300	988.00	296,400
Sansan	1,100	1,639.00	1,802,900
Link-U	100	1,047.00	104,700
メドレー	400	4,730.00	1,892,000
JMDC	600	5,500.00	3,300,000
クレスコ	900	1,967.00	1,770,300
フジ・メディア・ホールディングス	3,500	1,361.00	4,763,500
オービック	1,200	22,500.00	27,000,000
ジャストシステム	700	4,375.00	3,062,500
TDCソフト	1,000	1,459.00	1,459,000
Zホールディングス	51,900	349.10	18,118,290
トレンドマイクロ	2,100	6,580.00	13,818,000
日本オラクル	700	10,710.00	7,497,000
アルファシステムズ	300	3,570.00	1,071,000
フューチャー	600	1,741.00	1,044,600
S Bテクノロジー	100	2,425.00	242,500
トーセ	300	726.00	217,800
オービックビジネスコンサルタント	800	5,340.00	4,272,000
伊藤忠テクノソリューションズ	2,000	3,535.00	7,070,000
アイティフォー	300	979.00	293,700
エックスネット	200	1,000.00	200,000
大塚商会	2,100	5,200.00	10,920,000
電通国際情報サービス	600	5,020.00	3,012,000
デジタルガレージ	700	4,040.00	2,828,000
ウェザーニューズ	200	6,790.00	1,358,000
C I J	1,600	522.00	835,200
日本エンタープライズ	1,300	137.00	178,100



WOWOW	200	1,120.00	224,000
スカラ	1,000	756.00	756,000
ネットワンシステムズ	1,300	3,195.00	4,153,500
システムソフト	700	74.00	51,800
アルゴグラフィックス	400	4,035.00	1,614,000
エイベックス	1,000	1,505.00	1,505,000
B I P R O G Y	1,300	3,355.00	4,361,500
T B S ホールディングス	2,000	2,212.00	4,424,000
日本テレビホールディングス	3,300	1,288.00	4,250,400
テレビ朝日ホールディングス	1,000	1,536.00	1,536,000
スカパー J S A T ホールディングス	2,500	542.00	1,355,000
テレビ東京ホールディングス	300	2,775.00	832,500
ビジョン	900	1,631.00	1,467,900
日本電信電話	46,700	4,119.00	192,357,300
K D D I	28,200	4,349.00	122,641,800
ソフトバンク	58,600	1,493.00	87,489,800
光通信	500	19,860.00	9,930,000
GMOインターネットグループ	1,300	2,667.00	3,467,100
K A D O K A W A	1,900	3,105.00	5,899,500
学研ホールディングス	600	884.00	530,400
ゼンリン	900	906.00	815,400
インプレスホールディングス	1,000	208.00	208,000
松竹	200	11,940.00	2,388,000
東宝	2,300	5,490.00	12,627,000
東映	100	17,800.00	1,780,000
エヌ・ティ・ティ・データ	11,400	1,989.00	22,674,600
D T S	800	3,495.00	2,796,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,800	6,500.00	11,700,000
シーイーシー	400	1,451.00	580,400
カプコン	3,600	5,430.00	19,548,000
ジャステック	100	1,287.00	128,700
S C S K	3,000	2,239.00	6,717,000
アイネス	700	1,454.00	1,017,800
T K C	700	3,645.00	2,551,500
富士ソフト	400	8,940.00	3,576,000
N S D	1,400	2,691.00	3,767,400
コナミグループ	1,500	7,350.00	11,025,000
ミロク情報サービス	100	1,510.00	151,000
ソフトバンクグループ	18,000	5,065.00	91,170,000

伊藤忠食品	100	5,210.00	521,000
エレマテック	400	1,754.00	701,600
あらた	400	4,625.00	1,850,000
円谷フィールズホールディングス	200	2,276.00	455,200
双日	4,100	2,848.00	11,676,800
アルフレッサ ホールディングス	3,900	2,160.00	8,424,000
横浜冷凍	900	1,087.00	978,300
ラサ商事	200	1,383.00	276,600
アルコニックス	900	1,344.00	1,209,600
神戸物産	3,000	4,040.00	12,120,000
あい ホールディングス	800	2,354.00	1,883,200
ダイワボウホールディングス	1,800	2,640.00	4,752,000
マクニカホールディングス	1,000	4,795.00	4,795,000
ラクト・ジャパン	200	2,010.00	402,000
レスターホールディングス	100	2,311.00	231,100
TOKAIホールディングス	1,100	877.00	964,700
三洋貿易	500	1,302.00	651,000
ウイン・パートナーズ	100	1,003.00	100,300
シップヘルスケアホールディングス	1,300	2,429.00	3,157,700
コメダホールディングス	900	2,694.00	2,424,600
富士興産	200	1,401.00	280,200
フルサト・マルカホールディングス	500	2,620.00	1,310,000
佐島電機	200	1,705.00	341,000
伯東	300	4,850.00	1,455,000
ナガイレーベン	600	2,149.00	1,289,400
三菱食品	100	3,760.00	376,000
松田産業	300	2,147.00	644,100
第一興商	1,600	2,429.00	3,886,400
メディパルホールディングス	3,700	2,242.00	8,295,400
SPK	400	1,774.00	709,600
アズワン	600	5,500.00	3,300,000
尾家産業	200	1,164.00	232,800
シモジマ	200	1,084.00	216,800
ドウシシャ	900	2,253.00	2,027,700
高速	800	1,983.00	1,586,400
ハピネット	400	2,026.00	810,400
日本ライフライン	1,000	1,054.00	1,054,000
IDOM	1,600	870.00	1,392,000
進和	100	2,172.00	217,200
ダイترون	600	2,866.00	1,719,600

シークス	200	1,433.00	286,600
田中商事	200	653.00	130,600
オーハシテクニカ	500	1,604.00	802,000
伊藤忠商事	23,700	4,740.00	112,338,000
丸紅	30,000	1,957.50	58,725,000
高島	100	3,430.00	343,000
長瀬産業	2,000	2,385.00	4,770,000
豊田通商	3,300	6,240.00	20,592,000
三共生興	1,300	564.00	733,200
兼松	1,700	1,868.00	3,175,600
ツカモトコーポレーション	100	1,381.00	138,100
三井物産	27,300	4,427.00	120,857,100
日本紙パルプ商事	100	5,020.00	502,000
スターゼン	200	2,368.00	473,600
山善	1,200	1,061.00	1,273,200
椿本興業	100	3,955.00	395,500
住友商事	23,800	2,648.00	63,022,400
内田洋行	300	5,260.00	1,578,000
三菱商事	23,800	5,639.00	134,208,200
第一実業	100	5,840.00	584,000
キャノンマーケティングジャパン	1,000	3,480.00	3,480,000
西華産業	400	2,019.00	807,600
佐藤商事	200	1,426.00	285,200
菱洋エレクトロ	500	2,635.00	1,317,500
ユアサ商事	300	4,390.00	1,317,000
神鋼商事	200	5,440.00	1,088,000
阪和興業	700	4,330.00	3,031,000
正栄食品工業	400	3,975.00	1,590,000
RYODEN	100	1,998.00	199,800
岩谷産業	900	6,710.00	6,039,000
ニチモウ	100	3,535.00	353,500
極東貿易	800	1,552.00	1,241,600
三愛オブリ	1,300	1,493.00	1,940,900
稲畑産業	500	2,989.00	1,494,500
明和産業	2,100	670.00	1,407,000
東邦ホールディングス	900	2,623.00	2,360,700
サンゲツ	1,100	2,541.00	2,795,100
ミツウロコグループホールディングス	200	1,387.00	277,400
シナネンホールディングス	100	3,775.00	377,500
サンリオ	1,000	5,750.00	5,750,000

サンワテクノス	400	2,224.00	889,600
リョーサン	600	3,730.00	2,238,000
トーホー	900	2,376.00	2,138,400
三信電気	200	2,088.00	417,600
東陽テクニカ	1,100	1,362.00	1,498,200
モスフードサービス	700	3,145.00	2,201,500
加賀電子	400	5,190.00	2,076,000
PALTAC	600	4,975.00	2,985,000
太平洋興発	300	749.00	224,700
ヤマタネ	400	1,634.00	653,600
トラスコ中山	900	2,266.00	2,039,400
オートバックスセブン	1,500	1,522.00	2,283,000
加藤産業	500	3,905.00	1,952,500
イエローハット	200	1,865.00	373,000
J Kホールディングス	600	1,019.00	611,400
日伝	100	2,231.00	223,100
北沢産業	500	356.00	178,000
杉本商事	200	2,031.00	406,200
因幡電機産業	900	3,070.00	2,763,000
ミスミグループ本社	5,800	3,200.00	18,560,000
タキヒヨー	300	1,003.00	300,900
スズケン	1,100	3,590.00	3,949,000
ローソン	1,000	6,450.00	6,450,000
サンエー	100	4,625.00	462,500
カワチ薬品	600	2,190.00	1,314,000
エービーシー・マート	600	7,570.00	4,542,000
ハードオフコーポレーション	200	1,322.00	264,400
アスクル	1,000	1,817.00	1,817,000
ゲオホールディングス	1,000	1,693.00	1,693,000
アダストリア	700	2,700.00	1,890,000
くら寿司	200	3,095.00	619,000
キャンドウ	500	2,387.00	1,193,500
I Kホールディングス	100	388.00	38,800
パルグループホールディングス	500	3,460.00	1,730,000
エディオン	2,100	1,399.00	2,937,900
あみやき亭	200	3,535.00	707,000
ひらまつ	600	266.00	159,600
ハニーズホールディングス	500	1,567.00	783,500
アルペン	100	1,970.00	197,000
クオールホールディングス	400	1,534.00	613,600

ジズホールディングス	200	3,065.00	613,000
ビックカメラ	2,300	1,040.00	2,392,000
DCMホールディングス	2,600	1,290.00	3,354,000
MonotaRO	5,400	1,849.00	9,984,600
J. フロント リテイリング	4,800	1,377.00	6,609,600
ドトール・日レスホールディングス	1,000	2,066.00	2,066,000
マツキヨココカラ&カンパニー	2,300	7,210.00	16,583,000
ブロンコビリー	100	2,790.00	279,000
ZOZO	2,600	2,890.00	7,514,000
物語コーポレーション	900	3,130.00	2,817,000
三越伊勢丹ホールディングス	6,500	1,400.00	9,100,000
ウエルシアホールディングス	2,000	3,095.00	6,190,000
クリエイトSDホールディングス	800	3,485.00	2,788,000
シュッピン	400	974.00	389,600
オイシックス・ラ・大地	800	2,283.00	1,826,400
ネクステージ	900	2,435.00	2,191,500
ジョイフル本田	1,200	1,780.00	2,136,000
鳥貴族ホールディングス	600	2,230.00	1,338,000
すかいらーくホールディングス	5,200	1,836.00	9,547,200
綿半ホールディングス	900	1,360.00	1,224,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	900	1,119.00	1,007,100
あさひ	100	1,279.00	127,900
日本調剤	300	1,124.00	337,200
コスモス薬品	400	13,740.00	5,496,000
セブン&アイ・ホールディングス	13,200	6,300.00	83,160,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	2,200	1,007.00	2,215,400
ツルハホールディングス	800	9,930.00	7,944,000
サンマルクホールディングス	600	1,892.00	1,135,200
トリドールホールディングス	800	3,010.00	2,408,000
TOKYO BASE	900	460.00	414,000
串カツ田中ホールディングス	500	1,635.00	817,500
パロックジャパンリミテッド	100	849.00	84,900
クスリのアオキホールディングス	400	7,070.00	2,828,000
FOOD & LIFE COMPANIES	2,100	3,245.00	6,814,500
はるやまホールディングス	300	497.00	149,100
ノジマ	1,000	1,460.00	1,460,000
カップ・クリエイト	500	1,517.00	758,500
ライトオン	600	573.00	343,800

良品計画	4,200	1,415.00	5,943,000
パリミキホールディングス	1,000	323.00	323,000
アドヴァングループ	1,800	964.00	1,735,200
アルビス	200	2,420.00	484,000
コナカ	900	365.00	328,500
コジマ	600	553.00	331,800
コーナン商事	400	3,625.00	1,450,000
エコス	100	1,878.00	187,800
ワタミ	300	908.00	272,400
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	7,800	2,449.00	19,102,200
西松屋チェーン	1,000	1,674.00	1,674,000
ゼンショーホールディングス	2,100	5,450.00	11,445,000
幸楽苑ホールディングス	200	1,047.00	209,400
ハークスレイ	200	628.00	125,600
サイゼリヤ	800	3,410.00	2,728,000
V Tホールディングス	600	515.00	309,000
ユナイテッドアローズ	600	2,409.00	1,445,400
ハイデイ日高	100	2,264.00	226,400
コロワイド	1,300	2,017.00	2,622,100
ピーシーデポコーポレーション	500	478.00	239,000
壺番屋	100	5,260.00	526,000
スギホールディングス	800	5,900.00	4,720,000
薬王堂ホールディングス	100	2,570.00	257,000
スクロール	900	887.00	798,300
ヨンドシーホールディングス	500	1,782.00	891,000
木曽路	600	2,367.00	1,420,200
S R Sホールディングス	100	962.00	96,200
ケーヨー	400	809.00	323,600
上新電機	600	1,918.00	1,150,800
日本瓦斯	2,100	2,012.00	4,225,200
ロイヤルホールディングス	500	2,743.00	1,371,500
チヨダ	900	842.00	757,800
ライフコーポレーション	500	2,914.00	1,457,000
リンガーハット	100	2,391.00	239,100
M r M a x HD	900	618.00	556,200
A O K Iホールディングス	1,300	846.00	1,099,800
オークワ	900	901.00	810,900
コメリ	800	3,010.00	2,408,000
青山商事	900	1,196.00	1,076,400

しまむら	500	12,690.00	6,345,000
高島屋	2,900	1,896.00	5,498,400
松屋	900	1,122.00	1,009,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,100	1,443.00	3,030,300
丸井グループ	2,900	2,381.00	6,904,900
アクシアル リテイリング	400	3,350.00	1,340,000
イオン	13,000	2,827.50	36,757,500
イズミ	800	3,265.00	2,612,000
平和堂	900	2,100.00	1,890,000
フジ	1,000	1,786.00	1,786,000
ヤオコー	500	7,120.00	3,560,000
ゼビオホールディングス	900	1,168.00	1,051,200
ケーズホールディングス	3,000	1,244.00	3,732,000
Genky Drug Stores	100	4,175.00	417,500
ブックオフグループホールディングス	200	1,329.00	265,800
ギフトホールディングス	200	4,870.00	974,000
アインホールディングス	600	5,860.00	3,516,000
元気寿司	200	3,220.00	644,000
ヤマダホールディングス	15,800	422.00	6,667,600
アーケランズ	300	1,549.00	464,700
ニトリホールディングス	1,500	17,820.00	26,730,000
グルメ杵屋	100	1,056.00	105,600
吉野家ホールディングス	1,400	2,553.00	3,574,200
松屋フーズホールディングス	100	4,135.00	413,500
サガミホールディングス	100	1,286.00	128,600
関西フードマーケット	400	1,610.00	644,000
王将フードサービス	300	6,330.00	1,899,000
ミニストップ	900	1,430.00	1,287,000
アークス	900	2,475.00	2,227,500
バローホールディングス	1,000	1,990.00	1,990,000
ファーストリテイリング	1,700	33,160.00	56,372,000
サンドラッグ	1,400	4,070.00	5,698,000
サックスバー ホールディングス	600	1,055.00	633,000
ヤマザワ	200	1,270.00	254,000
やまや	100	2,661.00	266,100
ベルーナ	1,900	706.00	1,341,400
いよぎんホールディングス	4,300	755.00	3,246,500
しずおかフィナンシャルグループ	8,100	1,029.00	8,334,900
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	3,000	876.00	2,628,000
じもとホールディングス	300	379.00	113,700

めぶきフィナンシャルグループ	17,800	329.00	5,856,200
東京きらぼしフィナンシャルグループ	600	2,997.00	1,798,200
九州フィナンシャルグループ	6,800	523.00	3,556,400
ゆうちょ銀行	10,200	1,052.00	10,730,400
コンコルディア・フィナンシャルグループ	19,700	547.00	10,775,900
西日本フィナンシャルホールディングス	2,400	1,072.00	2,572,800
三十三フィナンシャルグループ	700	1,545.00	1,081,500
第四北越フィナンシャルグループ	700	3,115.00	2,180,500
ひろぎんホールディングス	4,800	755.00	3,624,000
おきなわフィナンシャルグループ	600	2,198.00	1,318,800
十六フィナンシャルグループ	100	3,040.00	304,000
北國フィナンシャルホールディングス	400	4,935.00	1,974,000
プロクレアホールディングス	300	2,123.00	636,900
あいちフィナンシャルグループ	700	2,107.00	1,474,900
SBI 新生銀行	800	2,805.00	2,244,000
あおぞら銀行	2,300	2,548.00	5,860,400
三菱UFJフィナンシャル・グループ	224,400	912.60	204,787,440
りそなホールディングス	45,200	641.50	28,995,800
三井住友トラスト・ホールディングス	6,500	5,060.00	32,890,000
三井住友フィナンシャルグループ	26,200	5,560.00	145,672,000
千葉銀行	10,000	880.00	8,800,000
群馬銀行	6,700	513.00	3,437,100
武蔵野銀行	100	2,250.00	225,000
千葉興業銀行	1,000	473.00	473,000
筑波銀行	4,300	197.00	847,100
七十七銀行	900	2,419.00	2,177,100
秋田銀行	600	1,671.00	1,002,600
山形銀行	600	1,090.00	654,000
岩手銀行	600	2,020.00	1,212,000
東邦銀行	4,400	226.00	994,400
東北銀行	200	1,005.00	201,000
ふくおかフィナンシャルグループ	2,900	2,620.00	7,598,000
スルガ銀行	3,800	509.00	1,934,200
八十二銀行	7,300	594.00	4,336,200
山梨中央銀行	900	1,126.00	1,013,400
大垣共立銀行	700	1,812.00	1,268,400
福井銀行	700	1,444.00	1,010,800
清水銀行	600	1,430.00	858,000
滋賀銀行	600	2,731.00	1,638,600



南都銀行	500	2,384.00	1,192,000
百五銀行	2,300	396.00	910,800
京都銀行	1,100	6,730.00	7,403,000
紀陽銀行	1,700	1,535.00	2,609,500
ほくほくフィナンシャルグループ	1,900	1,078.00	2,048,200
山陰合同銀行	2,400	780.00	1,872,000
百十四銀行	600	1,812.00	1,087,200
四国銀行	900	861.00	774,900
阿波銀行	700	2,042.00	1,429,400
大分銀行	300	2,066.00	619,800
宮崎銀行	300	2,297.00	689,100
佐賀銀行	700	1,633.00	1,143,100
琉球銀行	1,000	914.00	914,000
セブン銀行	12,500	273.00	3,412,500
みずほフィナンシャルグループ	51,800	2,044.50	105,905,100
山口フィナンシャルグループ	3,100	919.00	2,848,900
長野銀行	100	1,491.00	149,100
名古屋銀行	400	3,510.00	1,404,000
北洋銀行	6,800	263.00	1,788,400
大光銀行	200	1,064.00	212,800
愛媛銀行	800	826.00	660,800
トマト銀行	100	1,012.00	101,200
京葉銀行	600	541.00	324,600
栃木銀行	1,800	236.00	424,800
北日本銀行	500	2,001.00	1,000,500
東和銀行	200	523.00	104,600
トモニホールディングス	1,100	373.00	410,300
フィデアホールディングス	300	1,318.00	395,400
池田泉州ホールディングス	4,100	229.00	938,900
F P G	900	1,108.00	997,200
S B I ホールディングス	5,100	2,720.00	13,872,000
ジャフコ グループ	1,300	1,752.00	2,277,600
大和証券グループ本社	25,600	640.00	16,384,000
野村ホールディングス	66,000	500.30	33,019,800
岡三証券グループ	3,800	452.00	1,717,600
丸三証券	2,300	413.00	949,900
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	4,300	359.00	1,543,700
水戸証券	900	292.00	262,800
いちよし証券	600	589.00	353,400

松井証券	2,300	789.00	1,814,700
マネックスグループ	3,000	492.00	1,476,000
アイザワ証券グループ	200	763.00	152,600
小林洋行	100	242.00	24,200
かんぽ生命保険	4,400	2,181.00	9,596,400
SOMPOホールディングス	6,200	5,912.00	36,654,400
アニコムホールディングス	1,100	588.00	646,800
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	7,300	4,748.00	34,660,400
第一生命ホールディングス	17,500	2,428.50	42,498,750
東京海上ホールディングス	35,400	3,046.00	107,828,400
T&Dホールディングス	9,600	1,917.00	18,403,200
全国保証	1,000	5,060.00	5,060,000
アルヒ	600	998.00	598,800
クレディセゾン	2,300	1,945.00	4,473,500
芙蓉総合リース	400	10,210.00	4,084,000
みずほリース	700	4,285.00	2,999,500
東京センチュリー	700	5,040.00	3,528,000
日本証券金融	1,800	1,101.00	1,981,800
アイフル	5,900	337.00	1,988,300
リコーリース	500	3,915.00	1,957,500
イオンフィナンシャルサービス	2,300	1,224.00	2,815,200
アコム	7,700	328.00	2,525,600
ジャックス	500	4,630.00	2,315,000
オリエントコーポレーション	1,600	1,099.00	1,758,400
オリックス	23,500	2,370.50	55,706,750
三菱HCキャピタル	14,000	765.00	10,710,000
日本取引所グループ	10,100	2,328.50	23,517,850
イー・ギャランティ	200	2,089.00	417,800
アサックス	200	626.00	125,200
大東建託	1,300	13,650.00	17,745,000
いちご	4,600	243.00	1,117,800
日本駐車場開発	4,000	235.00	940,000
ヒューリック	8,400	1,193.00	10,021,200
野村不動産ホールディングス	2,300	3,405.00	7,831,500
サムティ	600	2,174.00	1,304,400
地主	400	1,922.00	768,800
JPMC	900	1,148.00	1,033,200
フージャースホールディングス	2,000	935.00	1,870,000
オープンハウスグループ	1,300	5,240.00	6,812,000

東急不動産ホールディングス	10,800	740.00	7,992,000
飯田グループホールディングス	3,100	2,458.00	7,619,800
A n d D oホールディングス	500	1,150.00	575,000
パーク24	2,800	2,124.00	5,947,200
三井不動産	15,500	2,701.00	41,865,500
三菱地所	21,600	1,616.00	34,905,600
平和不動産	600	3,795.00	2,277,000
東京建物	3,400	1,749.00	5,946,600
京阪神ビルディング	900	1,149.00	1,034,100
住友不動産	6,500	3,177.00	20,650,500
テーオーシー	1,100	623.00	685,300
スターツコーポレーション	600	2,674.00	1,604,400
フジ住宅	900	695.00	625,500
ゴールドクレスト	600	1,707.00	1,024,200
エスリード	300	2,402.00	720,600
日神グループホールディングス	600	465.00	279,000
日本エスコン	1,900	770.00	1,463,000
M I R A R T Hホールディングス	900	415.00	373,500
A V A N T I A	100	830.00	83,000
イオンモール	2,000	1,787.00	3,574,000
ランド	33,900	8.00	271,200
カチタス	1,100	2,545.00	2,799,500
トーセイ	300	1,641.00	492,300
サンフロンティア不動産	100	1,340.00	134,000
日本空港ビルデング	1,200	6,400.00	7,680,000
日本工営	200	3,805.00	761,000
L I F U L L	1,000	230.00	230,000
M I X I	900	2,770.00	2,493,000
日本M&Aセンターホールディングス	6,400	1,026.00	6,566,400
UTグループ	700	2,689.00	1,882,300
オープンアップグループ	1,100	1,930.00	2,123,000
コシダカホールディングス	1,000	1,139.00	1,139,000
パソナグループ	700	1,784.00	1,248,800
リンクアンドモチベーション	900	432.00	388,800
エス・エム・エス	1,400	2,918.00	4,085,200
パーソルホールディングス	4,200	2,778.00	11,667,600
リニカル	400	775.00	310,000
クックパッド	900	172.00	154,800
学情	1,000	1,621.00	1,621,000
シミックホールディングス	100	2,056.00	205,600

総合警備保障	1,400	3,920.00	5,488,000
カカクコム	2,800	2,065.00	5,782,000
ルネサンス	700	906.00	634,200
ディップ	700	3,530.00	2,471,000
デジタルホールディングス	200	1,071.00	214,200
ベネフィット・ワン	1,700	1,500.00	2,550,000
エムスリー	7,400	3,067.00	22,695,800
ツカダ・グローバルホールディング	700	414.00	289,800
アウトソーシング	2,300	1,243.00	2,858,900
ウェルネット	700	612.00	428,400
ワールドホールディングス	400	2,720.00	1,088,000
ディー・エヌ・エー	1,800	1,877.00	3,378,600
博報堂DYホールディングス	4,800	1,509.00	7,243,200
ぐるなび	300	357.00	107,100
ジャパンベストレスキューシステム	400	709.00	283,600
ファンコミュニケーションズ	500	399.00	199,500
ライク	700	1,843.00	1,290,100
WDBホールディングス	200	2,100.00	420,000
アドウェイズ	900	690.00	621,000
バリューコマース	900	1,391.00	1,251,900
インフォマート	4,200	286.00	1,201,200
J Pホールディングス	1,800	343.00	617,400
プレステージ・インターナショナル	600	617.00	370,200
アミューズ	100	1,787.00	178,700
ドリームインキュベータ	200	2,443.00	488,600
クイック	100	2,026.00	202,600
電通グループ	3,700	4,575.00	16,927,500
ぴあ	100	3,255.00	325,500
イオンファンタジー	200	3,545.00	709,000
シーティーエス	500	724.00	362,000
ネクシィーズグループ	100	682.00	68,200
H. U. グループホールディングス	1,000	2,675.00	2,675,000
アルプス技研	100	2,830.00	283,000
オリエンタルランド	19,800	5,234.00	103,633,200
ダスキン	900	3,235.00	2,911,500
明光ネットワークジャパン	400	634.00	253,600
ファルコホールディングス	500	1,850.00	925,000
ラウンドワン	3,200	609.00	1,948,800
リゾートトラスト	1,600	2,144.00	3,430,400
ビー・エム・エル	700	3,045.00	2,131,500

りらいあコミュニケーションズ	1,000	1,458.00	1,458,000
ユー・エス・エス	3,800	2,340.00	8,892,000
東京個別指導学院	1,000	532.00	532,000
サイバーエージェント	8,300	1,004.00	8,333,200
楽天グループ	17,000	588.00	9,996,000
テー・オー・ダブリュー	1,700	332.00	564,400
セントラルスポーツ	200	2,491.00	498,200
フルキャストホールディングス	600	2,364.00	1,418,400
エン・ジャパン	800	2,422.00	1,937,600
テクノプロ・ホールディングス	2,200	3,225.00	7,095,000
アイ・アールジャパンホールディングス	500	1,770.00	885,000
Gunosy	900	591.00	531,900
デザインワン・ジャパン	900	175.00	157,500
イー・ガーディアン	600	2,052.00	1,231,200
ジャパンマテリアル	1,000	2,218.00	2,218,000
ベクトル	700	1,285.00	899,500
アサンテ	100	1,622.00	162,200
M&Aキャピタルパートナーズ	400	3,190.00	1,276,000
エスクロー・エージェント・ジャパン	1,000	143.00	143,000
メドピア	1,000	1,112.00	1,112,000
リクルートホールディングス	27,700	4,327.00	119,857,900
エラン	400	924.00	369,600
日本郵政	48,900	999.70	48,885,330
ベルシステム24ホールディングス	200	1,382.00	276,400
鎌倉新書	900	819.00	737,100
ソラスト	500	630.00	315,000
ベイカレント・コンサルティング	3,000	5,150.00	15,450,000
Orchestra Holdings	400	1,207.00	482,800
キャリアインデックス	600	305.00	183,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	1,200	1,959.00	2,350,800
キュービーネットホールディングス	500	1,605.00	802,500
ギークス	200	784.00	156,800
アンビスホールディングス	400	2,773.00	1,109,200
カーブスホールディングス	1,000	708.00	708,000
リログroup	2,100	1,945.00	4,084,500
TREホールディングス	1,200	1,136.00	1,363,200
大栄環境	800	2,082.00	1,665,600
日本管財ホールディングス	100	2,675.00	267,500
エイチ・アイ・エス	700	1,903.00	1,332,100

共立メンテナンス	700	5,130.00	3,591,000
イチネンホールディングス	400	1,320.00	528,000
建設技術研究所	600	3,330.00	1,998,000
燦ホールディングス	600	2,180.00	1,308,000
東京テアトル	100	1,133.00	113,300
東京都競馬	400	4,085.00	1,634,000
カナモト	500	2,275.00	1,137,500
ニシオホールディングス	300	3,300.00	990,000
トランス・コスモス	600	3,310.00	1,986,000
乃村工藝社	2,100	948.00	1,990,800
セコム	3,800	9,250.00	35,150,000
セントラル警備保障	500	2,810.00	1,405,000
丹青社	200	806.00	161,200
メイテック	1,400	2,363.00	3,308,200
応用地質	200	1,909.00	381,800
船井総研ホールディングス	600	2,597.00	1,558,200
進学会ホールディングス	200	295.00	59,000
ベネッセホールディングス	1,200	1,896.00	2,275,200
イオンディライト	600	3,080.00	1,848,000
ナック	500	964.00	482,000
ダイセキ	800	3,920.00	3,136,000
合 計	4,261,900		11,171,205,850

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年5月26日から2023年11月25日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝  
業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA TOPIXオープン2023年5月26日から2023年11月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JA TOPIXオープン2023年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月26日から2023年11月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。



- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 【中間財務諸表】

## 【JA TOPIXオープン】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2023年 5月25日現在	当中間計算期間末 2023年11月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	389,984,324	969,053,584
株式	11,171,205,850	8,084,300,260
派生商品評価勘定	14,922,800	6,031,920
未収入金	16,374,280	-
未収配当金	129,553,113	79,743,690
差入委託証拠金	19,665,000	17,025,655
流動資産合計	11,741,705,367	9,156,155,109
資産合計	11,741,705,367	9,156,155,109
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	31,255,000	4,285,000
未払収益分配金	265,526,485	-
未払解約金	3,148,056	692,644,529
未払受託者報酬	4,416,822	4,024,563
未払委託者報酬	30,286,752	27,596,944
未払利息	881	395
その他未払費用	412,460	172,424
流動負債合計	335,046,456	728,723,855
負債合計	335,046,456	728,723,855
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,322,059,179	4,153,331,657
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	5,084,599,732	4,274,099,597
(分配準備積立金)	5,131,583,132	3,370,305,306
元本等合計	11,406,658,911	8,427,431,254
純資産合計	11,406,658,911	8,427,431,254
負債純資産合計	11,741,705,367	9,156,155,109

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	至	自	至
	2022年	2022年	2023年	2023年
	5月26日	11月25日	5月26日	11月25日
営業収益				
受取配当金		160,779,206		105,396,494
受取利息		2,318		1,199
有価証券売買等損益		925,522,866		1,116,272,143
派生商品取引等損益		24,811,160		29,057,240
その他収益		65,557		69,260
営業収益合計		1,111,181,107		1,250,796,336
営業費用				
支払利息		92,652		85,189
受託者報酬		5,194,431		4,024,563
委託者報酬		35,618,926		27,596,944
その他費用		222,556		172,926
営業費用合計		41,128,565		31,879,622
営業利益又は営業損失(△)		1,070,052,542		1,218,916,714
経常利益又は経常損失(△)		1,070,052,542		1,218,916,714
中間純利益又は中間純損失(△)		1,070,052,542		1,218,916,714
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)		25,137,742		294,909,270
期首剰余金又は期首欠損金(△)		4,811,340,011		5,084,599,732
剰余金増加額又は欠損金減少額		24,238,947		14,663,965
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		24,238,947		14,663,965
剰余金減少額又は欠損金増加額		332,872,718		1,749,171,544
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		332,872,718		1,749,171,544
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金(△)		5,547,621,040		4,274,099,597

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		前計算期間末 2023年 5月25日現在	当中間計算期間末 2023年11月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	8,304,385,418円	6,322,059,179円
	期中追加設定元本額	52,464,263円	16,853,441円
	期中一部解約元本額	2,034,790,502円	2,185,580,963円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	6,322,059,179口	4,153,331,657口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8043円 (18,043円)	2.0291円 (20,291円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2023年 5月25日現在	当中間計算期間末 2023年11月25日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)  
 取引の時価等に関する事項  
 (株式関連)

第25期 (2023年 5月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	199,875,000	—	214,800,000	14,925,000
合計		199,875,000	—	214,800,000	14,925,000

当中間計算期間末 (2023年11月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	328,355,000	—	334,390,000	6,035,000
合計		328,355,000	—	334,390,000	6,035,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	7,644,782,114円
II 負債総額	16,025,411円
III 純資産総額 (I - II)	7,628,756,703円
IV 発行済口数	3,793,815,101口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	20,108円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2023年12月29日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

###### ① 運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

###### 5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

## ② 運用の流れ

### 1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

### 2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

### 3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年12月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	251本	4,089,992百万円
公社債投資信託	67本	257,686百万円
合計	318本	4,347,679百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 細野 和也  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 長尾 充洋

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※1		3,147,271		18,266,544
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			33,575		—
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金	※1		40,418,740		—
前払費用			296,359		344,367
未収委託者報酬			2,043,613		1,872,978
未収運用受託報酬	※1		2,409,291		2,021,600
未収投資助言報酬	※1		616,280		982,868
未収収益			365		188
その他			62,975		42,838
流動資産計			50,128,473		24,631,387
固定資産					
有形固定資産			208,271		812,781
建物	※2	104,560		578,104	
器具備品	※2	95,075		234,676	
建設仮勘定		8,635		—	
無形固定資産			6,269		5,599
商標権		3,875		3,205	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			2,334,916		1,663,601
投資有価証券		654,731		645,029	
その他の関係会社有価証券		1,000,000		—	
長期差入保証金		284,060		493,713	
長期前払費用		2,572		6,563	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		386,850		511,594	
固定資産計			2,549,457		2,481,982
資産合計			52,677,930		27,113,369



		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債	※ 1				
借入金			28,400,000		—
預り金			913,572		1,060,990
未払金			1,425,372		1,327,197
未払収益分配金			13		13
未払償還金			3,132		3,132
未払手数料			316,788		331,839
未払運用委託料			1,098,003		982,867
その他未払金			7,434		9,343
未払費用			200,231		260,450
未払法人税等			2,889,055		2,638,545
未払消費税等			1,144,493		572,179
賞与引当金			332,279		390,393
流動負債計			35,305,006		6,249,758
固定負債					
退職給付引当金		240,550		284,250	
役員退任慰労引当金		17,500		18,800	
固定負債計		258,050		303,050	
負債合計			35,563,056		6,552,808
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		74,040		366,600	
その他利益剰余金		15,502,635		18,665,225	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		6,964,514		10,127,103	
利益剰余金計			15,576,675		19,031,825
株主資本計			17,043,075		20,498,225
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			71,798		62,336
評価・換算差額等計			71,798		62,336
純資産合計			17,114,873		20,560,561
負債純資産合計			52,677,930		27,113,369

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			8,662,282		8,014,624
運用受託報酬			6,906,006		7,559,541
投資助言報酬			5,021,561		9,671,667
その他営業収益			—		—
営業収益計	※1		20,589,849		25,245,832
営業費用					
支払手数料			1,284,554		1,267,282
広告宣伝費			25,851		32,905
調査費			936,533		1,227,550
調査費		908,553		1,180,041	
委託調査費		24,638		44,166	
函書費		3,341		3,343	
委託計算費			406,318		403,233
外部運用委託料			3,652,958		3,997,416
営業雑経費			141,882		177,368
通信費		42,916		59,900	
印刷費		59,864		65,113	
協会費		12,773		19,108	
諸会費		2,180		2,252	
その他営業雑経費		24,146		30,993	
営業費用計			6,448,099		7,105,757
一般管理費					
給料			2,314,181		2,680,109
役員報酬		118,226		104,475	
役員賞与		250		—	
給料・手当		1,524,985		1,803,065	
賞与		328,639		373,174	
賞与引当金繰入額		332,279		390,393	
役員退任慰労引当金繰入額		9,800		9,000	
福利厚生費			281,385		336,941
交際費			3,101		14,008
旅費交通費			4,757		60,965
租税公課			181,041		219,965
不動産賃借料			235,876		271,157
役員退任慰労金			3,300		700
退職給付費用			74,445		96,457
固定資産減価償却費			104,378		154,811
資産除去債務(履行差額)			—		128,053
業務委託費			705,179		771,484
諸経費			275,839		381,294
一般管理費計			4,183,487		5,115,950
営業利益			9,958,262		13,024,124

		前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
受取配当金		20,755	24,564
有価証券利息	※1	1,962	1,358
受取利息		88	90
投資有価証券売却益		71,904	8,036
投資有価証券償還益		173	618
その他		165	92
営業外収益計		95,048	34,760
営業外費用			
支払利息	※1	8,210	373
投資有価証券売却損		62,414	—
投資有価証券償還損		5,994	2,105
その他		403	10,042
営業外費用計		77,022	12,521
經常利益		9,976,288	13,046,364
特別損失			
固定資産除却損	※2	102	25,679
特別損失計		102	25,679
税引前当期純利益		9,976,186	13,020,684
法人税、住民税及び事業税		3,197,366	4,114,491
法人税等調整額		△ 185,695	△ 120,567
法人税等合計		3,011,671	3,993,923
当期純利益		6,964,514	9,026,760

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
					別途積立金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	—	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金 への振替	△1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金 への振替		△1,500,000	1,500,000	—				
剰余金の配当							△1,512,732	△1,512,732
利益準備金の積立								
別途積立金の積立						400,000	△400,000	—
別途積立金の取崩						△3,066,878	3,066,878	—
当期純利益							6,964,514	6,964,514
自己株式の取得								
自己株式の消却			△6,605,530	△6,605,530				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			△3,151,930	△3,151,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,953,599	△1,500,000	—	△1,500,000	—	△2,666,878	4,966,731	2,299,852
当期末残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△1,512,732			△1,512,732
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立		—			—
別途積立金の取崩		—			—
当期純利益		6,964,514			6,964,514
自己株式の取得	△6,605,530	△6,605,530			△6,605,530
自己株式の消却	6,605,530	—			—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,096	7,096	7,096
当期変動額合計	—	△1,153,747	7,096	7,096	△1,146,650
当期末残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873

当事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675
当期変動額								
新株の発行								
資本金から剰余金 への振替								
準備金から剰余金 への振替								
剰余金の配当							△5,571,611	△5,571,611
利益準備金の積立					292,560		△292,560	—
別途積立金の積立								
別途積立金の取崩								
当期純利益							9,026,760	9,026,760
自己株式の取得								
自己株式の消却								
利益剰余金から資本 剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149
当期末残高	1,466,400	—	—	—	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額					
新株の発行					—
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△ 5,571,611			△ 5,571,611
利益準備金の積立		—			—
別途積立金の積立					—
別途積立金の取崩					—
当期純利益		9,026,760			9,026,760
自己株式の取得					—
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	—	3,455,149	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	—	20,498,225	62,336	62,336	20,560,561

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない株式等  
総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 1～50年  
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金  
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。



## 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払手数料」に含めて表示していた「未払運用委託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払手数料」に表示していた1,414,791千円は、「未払手数料」316,788千円、「未払運用委託料」1,098,003千円として組み替えております。

### (損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」の「委託調査費」に含めて表示していた「外部運用委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「委託調査費」に表示していた3,677,597千円は、「外部運用委託料」3,652,958千円、「委託調査費」24,638千円として組み替えております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会、2022年6月27日開催の取締役会において、本社および事務所の移転に関する決議をいたしました。これにより、本社および事務所の移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)																				
<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,982,931千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">40,418,740千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,222,326千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">616,280千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">28,400,000千円</td> </tr> </table>	預金	2,982,931千円	立替金	40,418,740千円	未収運用受託報酬	2,222,326千円	未収投資助言報酬	616,280千円	借入金	28,400,000千円	<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,065,313千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,548,805千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">894,529千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> </table>	預金	18,065,313千円	立替金	－千円	未収運用受託報酬	1,548,805千円	未収投資助言報酬	894,529千円	借入金	－千円
預金	2,982,931千円																				
立替金	40,418,740千円																				
未収運用受託報酬	2,222,326千円																				
未収投資助言報酬	616,280千円																				
借入金	28,400,000千円																				
預金	18,065,313千円																				
立替金	－千円																				
未収運用受託報酬	1,548,805千円																				
未収投資助言報酬	894,529千円																				
借入金	－千円																				
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物</td> <td style="text-align: right;">131,712千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">150,993千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">282,706千円</td> </tr> </table>	建物	131,712千円	器具備品	150,993千円	合計	282,706千円	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物</td> <td style="text-align: right;">239,244千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">148,081千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">387,326千円</td> </tr> </table>	建物	239,244千円	器具備品	148,081千円	合計	387,326千円								
建物	131,712千円																				
器具備品	150,993千円																				
合計	282,706千円																				
建物	239,244千円																				
器具備品	148,081千円																				
合計	387,326千円																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)								
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">11,067,606千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">8,210千円</td> </tr> </table>	営業収益	11,067,606千円	支払利息	8,210千円	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">15,413,517千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table>	営業収益	15,413,517千円	支払利息	186千円
営業収益	11,067,606千円								
支払利息	8,210千円								
営業収益	15,413,517千円								
支払利息	186千円								
<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">102千円</td> </tr> </table>	器具備品	102千円	<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,679千円</td> </tr> </table>	器具備品	25,679千円				
器具備品	102千円								
器具備品	25,679千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	38,400	—	9,072	29,328
A種種類株式(株)	15,000	—	15,000	—
A種優先株式(株)	—	1	—	1
B種優先株式(株)	—	1	—	1
合計(株)	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式(株)	—	9,072	9,072	—
A種種類株式(株)	—	15,000	15,000	—
合計(株)	—	24,072	24,072	—

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	利益剰余金	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	利益剰余金	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種種類株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種種類株式（株）	—	—	—	—
合計（株）	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 2022年3月31日	当事業年度 2023年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	686,620	686,620	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	2,000,000	2,001,350	1,350
資産計	2,686,620	2,687,970	1,350

(\* ) 「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(\*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(\* ) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(\*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	643,342	—	643,342
資産計	—	643,342	—	643,342

## (2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	999,925	—	999,925
資産計	—	999,925	—	999,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

## その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,147,271	—	—	—
立替金	40,418,740	—	—	—
未収委託者報酬	2,043,613	—	—	—
未収運用受託報酬	2,409,291	—	—	—
未収投資助言報酬	616,280	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	33,575	85,544	89,763	15,952
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	1,000,000	—	—
合計	49,668,772	1,085,544	89,763	15,952

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,400,000	—	—	—	—	—
合計	28,400,000	—	—	—	—	—

当事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	1,750,000	1,751,350	1,350
	小計	1,750,000	1,751,350	1,350
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		2,000,000	2,001,350	1,350

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	530,192	410,805	119,387
	小計	530,192	410,805	119,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	156,427	172,330	△15,902
	小計	156,427	172,330	△15,902
合計		686,620	583,135	103,485

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄



### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	488,800	71,904	62,414
合計	488,800	71,904	62,414

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	232,053	240,550
退職給付費用	36,120	45,110
退職給付の支払額	27,623	1,410
退職給付引当金の期末残高	240,550	284,250

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250
退職給付引当金	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	36,120	45,110

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 67,930	ソフトウェア償却超過額 78,112
敷金償却否認 22,696	敷金償却否認 30,554
本社移転費用否認 —	本社移転費用否認 74,687
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 101,744	賞与引当金 119,538
役員退任慰労引当金 5,358	役員退任慰労引当金 5,756
退職給付引当金 73,656	退職給付引当金 87,037
その他有価証券評価差額金 4,869	その他有価証券評価差額金 7,293
未払事業税 139,109	未払事業税 127,691
その他 <u>4,056</u>	その他 <u>11,741</u>
繰延税金資産小計 423,407	繰延税金資産小計 546,399
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 423,407	繰延税金資産合計 546,399
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>△36,556</u>	その他有価証券評価差額金 <u>△34,805</u>
繰延税金負債合計 <u>△36,556</u>	繰延税金負債合計 <u>△34,805</u>
繰延税金資産の純額 <u>386,850</u>	繰延税金資産の純額 <u>511,594</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
19,756,670	833,179	20,589,849

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	12,204,592	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,340,426	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、投資 一任契約等の締 結、投資助言契 約の締結 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (注1)	8,210	短期借入 金	28,400,000
							運用受託報 酬の受取 (注2)	6,045,161	未収投資 一任報酬	2,221,441
							投資助言報 酬の受取 (注2)	5,021,561	未収投資 助言報酬	616,280
その他 の関連 会社	全国共済 農業協同 組合連合 会	東京都 千代田区	756,537	金融業	被所有 直接 33.34%	当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、役員 の兼任	自己株式の 取得(注3)	3,605,530	—	—
							投資信託購 入の立替 (注4)	—	立替金追 加設定	40,418,740

(注1) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	農中信託 銀行株式 会社	東京都 千代田区	20,000	金融業	—	当社投資信託の 運用助言	自己株式の 取得(注)	3,000,000	—	—

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任	運用受託報 酬の受取 (注1)	5,822,158	未収投資 一任報酬	1,548,805
							投資助言報 酬の受取 (注1)	9,591,359	未収投資 助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	346,097円90銭	345,775円28銭
1株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	17,114,873	20,560,561
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	6,964,514	10,419,663
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(－)	(1,392,902)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,150,359	10,140,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
普通株主に帰属しない金額 (千円)	6,964,514	9,026,760
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(6,964,514)	(9,026,760)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (株)	33,180	29,328



中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,560,377
分別金信託		584,750
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		500,000
前払費用		399,061
未収委託者報酬		1,919,635
未収運用受託報酬		2,074,508
未収投資助言報酬		6,362,286
未収収益		93
その他		58,138
流動資産計		23,458,853
固定資産		
有形固定資産	※1	787,870
建物		571,545
器具備品		216,324
無形固定資産		5,264
投資その他の資産		1,408,638
投資有価証券		660,761
長期差入保証金		349,287
長期前払費用		8,471
会員権		6,700
繰延税金資産		383,418
固定資産計		2,201,773
資産合計		25,660,626

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		2,523,844
未払金		837,819
未払運用委託料		1,184,482
未払費用		299,904
未払法人税等		1,952,287
未払消費税等		267,480
賞与引当金		424,194
流動負債計		7,490,014
固定負債		
退職給付引当金		307,573
役員退任慰労引当金		23,800
固定負債計		331,373
負債合計		7,821,387
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		15,914,534
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,376,412
利益剰余金計		16,281,134
株主資本計		17,747,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		91,705
評価・換算差額等計		91,705
純資産合計		17,839,239
負債純資産合計		25,660,626

## (2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,992,503
運用受託報酬		3,744,396
投資助言報酬		4,970,688
営業収益計		12,707,588
営業費用		
外部運用委託料		1,969,393
支払手数料		666,400
その他		1,002,286
営業費用計		3,638,079
一般管理費	※1	2,638,354
営業利益		6,431,154
営業外収益	※2	34,773
営業外費用		0
経常利益		6,465,927
特別損失	※3	16,876
税引前中間純利益		6,449,050
法人税、住民税及び事業税		1,863,117
法人税等調整額		115,214
法人税等合計		1,978,332
中間純利益		4,470,717

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
			その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 7,221,408	△ 7,221,408	△ 7,221,408
利益準備金の積立						
中間純利益				4,470,717	4,470,717	4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 2,750,690	△ 2,750,690	△ 2,750,690
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,376,412	16,281,134	17,747,534

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 7,221,408
利益準備金の積立			—
中間純利益			4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,368	29,368	29,368
当中間期変動額合計	29,368	29,368	△ 2,721,322
当中間期末残高	91,705	91,705	17,839,239

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6~50年

器具備品 3~15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第31期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	188,639千円

(中間損益計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	51,208千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	33,384千円
有価証券利息	327千円
受取利息	60千円
投資信託売却益	164千円
※3 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	737千円
有価証券評価損	16,139千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式 (株)	1	—	—	1
B種優先株式 (株)	1	—	—	1
合計 (株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	659,074	659,074	—
(2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	500,000	500,050	50
資産計	1,159,074	1,159,124	50

(\*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「預り金」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(\*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	659,074	—	659,074
資産計	—	659,074	—	659,074

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	500,050	—	500,050
資産計	—	500,050	—	500,050

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。



(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	500,000	500,050	50
	小計	500,000	500,050	50
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,000	500,050	50

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	551,764	400,805	150,959
	小計	551,764	400,805	150,959
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	107,309	126,091	△18,781
	小計	107,309	126,091	△18,781
合計		659,074	526,896	132,177

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当中間会計期間において、有価証券について16,139千円(その他有価証券16,139千円)減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
11,189,289	1,518,298	12,707,588

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,384,733	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,231,229	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	346,776円67銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	17,839,239
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	7,668,972
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(3,198,255)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,170,266
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	4,470,717
普通株主に帰属しない金額 (千円)	4,470,717
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(4,470,717)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は「金融商品取引法」の定めるところにより利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

J A T O P I Xオープン

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、原則として東証株価指数（TOPIX）に採用されている銘柄の中から、300 銘柄以上に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ③ 東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第 1 号から第 3 号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。
  1. ムーディーズの長期格付で A3 またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付で A- 以上の格付を取得している場合
  2. 第 1 号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第 1 号の格付を取得している場合
  3. 第 1 号または第 2 号に準ずると委託者が判断した場合なお、当該貸付先が上記第 1 号から第 3 号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第 1 号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第 1 号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避

するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ （削除）
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。



追加型証券投資信託  
J A T O P I Xオープン約款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、農中  
信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、  
信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、  
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の  
兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5,044,270,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、  
受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加でき  
るものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委  
託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第2条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項  
第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項  
で定める公募により行われます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第7項、第44条第1項、第45  
条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日までと  
します。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益  
権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数  
に応じて取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については5,044,270,000口に、  
追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項  
の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関す  
る法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにした  
がい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- ③ (削除)

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ (削除)

(信託日時異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、

当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。) を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 9 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の取得単位および価額)

第 10 条 委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、第 41 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得に限り、1 口の整数倍をもって当該取得の申し込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める J A T O P I X オープン累積投資規定(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第 5 項に規

定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めることとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第41条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第13条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 15 条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第 16 条 (削除)

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
7. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 5 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 (削除)

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 3 条に

定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしします。

(有価証券の貸し付けの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を含みます。）の 80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとしします。

- ② 前項に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとしします。
- ③ 委託者は、第 1 項に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとしします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとしします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、第 17 条第 2 項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記ま

たは登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借り入れ）

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以下
- ③ 前項の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。



(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年6月25日から平成11年5月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ (削除)

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

- ③ 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用の計算は、平成12年5月26日より開始する計算期間より適用するものとし、当該計算期間の末日より当該費用を信託財産中より支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、次の1号の額に、2号の額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額。
2. 第24条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 39 条（削除）

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 39 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 40 条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 41 条第 1 項および第 4 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金（第 43 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 41 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 42 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証

券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の30の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑫ 第9項から第11項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない

事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から第5項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続しま

す。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条の 2 第 43 条に規定する信託契約の解約、第 44 条に規定する信託契約の解約または第 49 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 9 項、第 44 条第 3 項または第 49 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託

者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ② 前項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(信託期間の延長)

第 50 条 (削除)

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 41 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 16 条まで、第 39 条の 2 の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 6 月 25 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号  
農中投信投資顧問株式会社  
取締役社長 伊 藤 以 政

受託者 東京都千代田区内神田一丁目 1 番 12 号  
農中信託銀行株式会社  
取締役社長 柳 井 邦 宏



